
令和4年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

令和4年9月9日(金)

1. 議事日程第4号

令和4年9月9日(金) 午前10時開議

第 1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員(13名)

1 番	横山 弘 康	2 番	衛藤 和 敏
3 番	河島 公 司	4 番	細井 良 則
5 番	松下 善 法	6 番	小幡 幸 範
7 番	松本 真由美	8 番	石井 龍 文
9 番	宿利 忠 明	11番	秦 時 雄
12番	高田 修 治	13番	藤本 勝 美
14番	大野 元 秀		

欠席議員(1名)

10番 河野 博文

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 衛藤 正 議事庶務班主幹 秦 久里子

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿利 政 和	副 町 長	秋吉 一 徳
教 育 長	梶原 敏 明	総 務 課 長	山本 恵一郎

みらい創生課長	横山 芳嗣	商工観光政策課長	藤井 正盛
基地・防災対策課長 兼契約検査課長	宿利 明徳	税務課長	穴井 陸明
福祉保険課長	臼木 寛章	子育て健康支援課長	工藤 尚之
建設水道課長	長柄 義正	農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原 八栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長	小野 英一	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	長尾 真吉
教育政策課長	秋好 英信	GIGAスクール 推進室長兼 教育政策課 指導企画監	衛藤 公彦
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長	和田 育男	わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	武石 洋子
給食センター所長	高倉 徹	総務課長補佐兼 行政班主幹	神田 裕一

午前10時00分開議

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして、申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内においては飛沫防止シールド設置場所以外はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手の消毒をされ、マスク着用の上、白いカバーのある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

本日の会議に欠席の届けが提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、10番河野博文君より欠席の届けが提出されております。

皆さんに申し上げます。

暑いときは、上着をお脱ぎになっても結構です。執行部の皆さんも同様といたします。

ただいまの出席議員は13名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（大野元秀君） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は9名です。よって、昨日4名、本日5名の2日間で行います。

会議の進行に御協力願います。

最初の質問者は、13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 13番藤本勝美でございます。皆さん、おはようございます。

実りの秋を迎え、稲穂が首を垂れ、今年は豊作であればいいがなと思っておるところでございますが、台風11号、また、後に続いて12号がまた接近中でございますが、あまり大きな被害が出なければいいがなと心配をしておるところでございます。

通告に従い質問をさせていただきますが、私の質問は、御覧の質問表のとおり、1問ではございますが、恐らく多岐にもわたることがあるかと思えます。どうかひとつ執行部の皆さん、それなりにお答えをいただければ、関連がありましたら、お答えをいただきたいがなと、こう思っておるところでございます。

質問表のとおり、過去、私も23年、24年に差しかかっておりますが、議員として皆さんの声を議会に伝えてきたつもりでございます。そして、執行部の方々と、もう今は去った方もおられますが、いろいろと議論をしながら町民の皆さんの声を伝えてきたつもりでございます。

そういった中で、質問表のとおり、過去15年間から、10年でもいいですわ。15年といえば、私ももう記憶は薄れておりますが、また、執行部の方も町長さんもお代わりになり、古いこととなりますので、10年ぐらいは引継ぎとかいろいろなものがあったかと思えます。そういったところで、道路改良、そのほかもございます。陳情、町民の声です。請願も町民の切実なる訴えであった。そういったことを、議員諸氏、それから皆さん方と委員会等を通じて議論をして、いろんな採択もしてきたわけでございます。ほとんどが採択をされておりますが、取り消された分もございましたが、そういった中で、採択された議案は、どこまで改良というか、クリアできてきておるかということ、まずもってお聞きしたいと思えます。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） それでは、おはようございます。

藤本町議の質疑に対してお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、過去15年間の期間としましては、平成19年から令和3年までの15年間の町内各地から道路関係の陳情を受けました、議会採択された件数ですが、合計30件であります。

内訳としましては、道路改良事案が20件、道路認定事案が9件、災害関係事案が1件であります。
続きまして、採択後の対応状況であります。

陳情件数30件に対しまして、道路改良20件のうち対応済み件数が6事案であります。実施中が2件、未着手が12件であります。

町道認定9件につきましては、全て認定済みであります。

災害1件の陳情につきましては、平成14年再段階で対応済みであります。

以上であります。

○議長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 大変、今聞いて、私もそう思っております。未着手、全く手をつけていない。

今、課長の答弁によると、15年前から調べてくれた。質問状のとおり、よう調べましたね。それは15年前じゃ、ちょっと無理かなと思ったんですけれども。

それだけの30件もある中で、半分に近い未着手。こういうことじゃ、やっぱり我々は、町民の、地域の皆さんの声を執行部に伝えて検討してきたわけや。ほとんどが採択されておるでしょう。何を言いたいかといったら、我々が採択してきたのを、委員会で検討もし、委員会ということは、執行部も出席の下、議論をして、それは無理は無理ですよというのがあってしかりだろうと思う。けど、採択したということは、それじゃなかったんだ。

これは、やっぱり真剣に、金がないとかいうことを絶対あんたたちは言うてくると思う。そういうものじゃないんですよ。なぜできんかというのは、やっぱり陳情者に伝えないかんと思うんです。そういうことがないから……。あまり早う言うてしまうと、私も時間が相当余るようになるが。町民から我々何て言われよるか聞いておるんですか。町会議員は何にもならん。地元の皆さんから言われるんですよ。いや、やってくれた大きな事業がありますよ、いろんなことを。やってくれたのはあるんですけれども、未着手の困っておるところをお願いしたのが、それだけ古い案件が残っておるといことじゃいかんと思う。できんならできんで丁寧にやっぱり説明すべきと思う。

そこ辺が、今まで何件か説明でもしたことがありますか。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 今の質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

確かに30件の件数の事案がありまして、道路改良に伴う未着手が12件、うち、今12件の中で測量試験費をかけて中断している案件が2件、そのうち含まれています。それと、あと、玖珠町の政策3か年の進捗状況を見ながら地域住民の要望に対して、その年年ごとに報告はしていないのが現状であります。当時、陳情、要望をいただいたときに、文書、口頭等による3か年計画等で、今後計上していきますという回答のみで終わっているケースが多くあるかと思えます。

以上であります。

○議長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 3か年計画でやってみますというようなことは、そのときには、委員会では

聞いています。その後、3か年計画、どうしてもこれはのりませんと。かないませんとかいうような回答は、我々も全くもろうておらん。今は亡き先輩方の案件も、この中にあるんですよ。それだけ古いやつは、町民に、どうしてこうですよと、できませんでしたと、申し訳ありませんと。検討しますと。それか、これはちょっと無理ですよというようなことを丁寧に説明せないかんと思う。

最近の話でいくと、これ、大変皆さん方には、失礼な言い方だけれども、失礼な言い方というか、本当に町役場はあてにならん。私もそのとき、私も言われる限りは言いますよ。いや、それは、そういった計画は、ちょっと予算から何から大きな問題だから、そう簡単にいきませんよと。一生懸命努力はしているんですよと言うけれども、町民はそうは受け止めません。後ろに12人おりますが、12人の議員もいろいろと陳情をしまります。町民の声を持ってきます。それをやっぱり真摯に受け止めて、できるできん、そこらをあなただけでは、ほかの人もそれはやっぱり考えてくれな。町民のための皆さんですよ。我々も町民の代弁者として選ばれてきておるんです。

それで、30件の道路陳情、請願は、件数は分かりました。そして、半分に近い未着手の分があると。本当に残念でなりません。その中で、大変大きな問題になっておるところが2件ほど私の地域にあります。

1つは、古いところからいきましょう。石櫃の道路側溝、集落のど真ん中にあります。浦河内地区の道路の入り口のところの道路、死亡事故があり、それから、側溝に落ち込んだ、はまった車の交通事故、これが四、五件。もう一件は、今日傍聴している方が助けた案件になります。おばあさんが側溝に落ち込んで動ききらん。その人を助け上げた。そういった案件もあるんです。

そこを、何度となく陳情、お願いをしてきたんです。全く手つかず。こんな事故があつて、近々に5件あったんですよ。じゃ、あなた、そこ辺には載っていませんよ、見てもありません。これは、そういった事件があつておるんで、事故が。それを訴えてきたのが、もう10年以上になるでしょう。10年にはよくなると思う。

初めは、道路側溝を上げてくれというようなことやったら、ここを近々に死亡事故から始まって、ずっと事故や。そういうのを、やはりいち早くやってもらわなきゃいかんですよ。側溝改良、蓋をかけるやいいんです、蓋を。それは、あのままじゃかけられんということは我々分かっております。改良を重ねないと、それはできませんよ。たかだか100メートル。200メートルはない。それだけのことをやってくれないといけませんよ。これ、早急にやる気はあるかないか。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） お答えをさせていただきたい前に、そういった事案の事故等の把握を、申し訳ないところなんですけれども、この石櫃線について、ちょっと情報が詳しく入っていないのが、今、私の中の見解です。ちょっと、私のほうは、その死亡事故、側溝等の転落事故等の事件性のことをちょっと把握していない状況であります。

今、議員の発言の中で初めて聞いたような内容なんで、申し訳ないけれども、私の知らざるところかなというところで、今現在、思っているところであります。大変申し訳ないことです。

○議 長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） え、死亡事故を知らない。知らんのですか。死亡事故はもう何年になるかな。
〔「20年」と呼ぶ者あり〕

○13番（藤本勝美君） そのぐらいだったよね。そのぐらいの頃からあっているんですよ。それと、お年寄りも側溝に落ち込んで身動きができませんでおむけになっておった。それは新聞記事にも何にもなっておらん。けど、これは立派な人命救助ですよ。

それと、あの側溝に落ち込んだ車等々は、それは事故にはしませんでしょうよ。けど、地元じゃそういう案件があっておるんです。それは建設水道課に、車が落ち込むから困るから蓋をしてくれということ言うておるけれども、何件あったとか何とか、それは報告はしとらん。それこそ、今はプライバシーとか何とか言うてでしょうが。ほんの二、三日もあつたんですよ。恐らく車が今、修理工場に行っておるけれども。

そういった、ほん身近に、ちょうど私がこの質問表を出した後、二、三日後、これはいい案件……。今の失言。私はそこを強くまた質問するんだということ言うておったけれども、そのとおりなんよ。カーブであり、やや狭いよね。大型と離合とか、ちょっとやっぱりどっちかが止まるか最徐行せんと通られんところ。そういうのをやはり早く察知してやってもらわないと。

これは、あなたが案件を全く知らないというのは、調べて、新年度予算でやるぐらいの気持ちでやってくださいよ。そこらはできますか。ちょっと予算的には厳しいですけども、やらないと。

○議 長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） お答えします。

今の事案について、その路線等を調査研究して、今後、早期の改修に向けて検討はさせてもらいたいと思います。

基本的に、道路改良につきましては、一般的な改良と道路維持等の予算の中で、緊急度の高い工事等も随時行っていますので、そういった道路事故等が発生する路線につきましては、建設水道課窓口のほうにいろんな情報を入れさせていただきながら、早期な対応ができる分は、調査研究しながら検討していきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 急を要するとか早期に調査、調査はもう何年も前から言うておると言うておるでしょうが。それを今から調査する、そんなばかな話があるね。だから、私はいつもかりかりするんや。そんなばかなことがあるかいね。ましてあんた、死亡事故があったところ。人身というか、交通事故じゃないですよ。そういった落ち込んで危ないところ。そして、車は何台も落ちる、そんなところを調査は……。聞き取り、ほんなら近所の人にしなさいよ。地域の者がどれだけ不便をしているか。私は北山田地区やから北山田地区のことを主に言うよ。これはもう浦河内を早急に調査して、これはいかんと。これは、前担当しよった人だったら分かっておるんです。あんたたちが引継ぎが足ら

んのんじゃ。

オーバーレイ、オーバーレイのようにして路面が上がって、側溝が下がっている。蓋が掛けられなくて。だから、あれを側溝から入れ替えんならんとという答弁までいただいておりますんじゃ、前。それを何らせんままにするから、こんなことになるんだ。本気になってやりなさいよ、本気に。

もう一点、北山田地区のことで。下泊里を、もう3年間孤立させたようなもんじゃ。これはちょっと、あなたの答弁が、前の答弁を振り返ってみると、私は、あの道路を、あの橋を架け替えるのは、手前の道路改良からやっておらんと。やると、必ず言うことは早めにとできる。言うたら、いや、災害とこの復旧は、そういった方向には向けられません。そんなばかなことがあるはずがない。県も認めると思う。あそこ、平川線の十文字を、両方の地権者に私は話をしたんだ。あ、いいですよと。改良をやってください、出しますよというのはあなたに伝えたでしょう。

そしたら、あなたは、課長、あなたが言うたんよ。災害とごっちゃにはされません。ごっちゃじゃないんだ。あの橋を、いろいろと重機を入れたり、復興に向けて大型車両が入る。それを優位にすれば、あの道路でいける。昨日私が調べたら、浦の原の農道を覆工板を敷いて約1,000万円かけているんですよ。そういう進言をそっちに、そんなことよりもこのほうが早いですよというような方法をあんたら拒否したがね。絶対これは、私はあんたらの怠慢と思う。冗談じゃないよ。土地の地権者は、どうぞいいよと。そして、また元に戻してくれじゃないんですよ。改良でいいですよ、やってくださいと。1年たった頃、何と言われたと思う。もう私は、かっちゃん、かっちゃんと言われる仲だけでも、かっちゃん、あそこはいつやるのかい。いや、どうもあれはやる気はないようだ。と。ということで、ああ、そうかいと残念がっていた。残念というか、それはねえと。言うていた。

あれをやったら、それは下泊里でも陳情書が出て、請願まで出ている、あの交差点。救急車が入り切らんことがあるところから始まっているんですよ。災害前、あそこの交差点を広げてくれないだろうか、救急車が入り切らんだ。そういうところから陳情が始まっているんです。それで、今度はこれは、この際、やるのが一番いいんじゃないかと。その後に請願が出たな、請願が。陳情じゃ駄目だから、これは請願をやろうということで請願が出たんですね。請願が出ても、これ駄目だった。

こういうことをやっぱり地元の声を真摯に受け止めて、これ絶対、将来いいことだからということを考えんかね。あんた、奥さんでもばあちゃんでもいい。下泊里に通う道路を走ってごらん。路面はようしてやったらるけれども、鹿に遭いイノシシに遭い、えらいところよ。そういつて珍珠町に孤立した、3年も孤立するようなことでいいんかね。そこをどう思う。逃げ口上なら言いなさんな。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 今の件について、下泊里の災害復旧の件等と御理解しているところなんですけれども、議員おっしゃるとおり、令和2年の12月議会の答弁だったかと思っております。その当時、仮設道路の浦の原線のほうを大型の道路工事として、そちらの道路を利用するために、道路改良を早急にできないかという質問だったと思っております。

その当時、私の回答としては、確かに11月に災害の査定を受けまして、工事の進捗状況等を踏まえ

まして仮設道路を優先して人道橋の工事着手に急いだところでもあります。おっしゃるとおり、下泊里地区については来年の3月完成予定なんですけれども、下泊里橋の災害復旧の工事については、予定どおりの工期を進めながら現在進めているところでもあります。

今、下泊里線の改良については、玖珠町政策3か年の計画の中で、来年の令和5年の測量設計からかかる今計画で、予算計上を考えているところでもあります。

具体的には、今年のまた9月から令和4年度のヒアリングがありまして、3か年計画の年次計画を立てながら予算計上を計画することになるかと思えます。令和3年度の時点では、令和5年度から測試に入る予定として下泊里線の一部改良計画を考えているところでもあります。

以上であります。

○議 長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 令和5年度から3か年計画である交差点をやるという、そう受け止めていいかな。

○議 長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 令和4年度の3か年計画の中で、下泊里道路改良整備計画については、令和5年度より測量設計の実施予定で組ませてもらっています。

6年、7年、令和8年以降、総事業費として1億2,000万円を計画として、今、上げているところでもあります、3か年計画の中で。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） それは、交差点からそこ辺をやるということか。

○議 長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 詳細な測量設計は入っていませんけれども、概算要求につきましては、北山田中学校側のところから、今、災害の現場事務所となっています請負業者の仮事務所、その区間を測量設計して、その中で路線選定を計画する今計画で、概算要求をしているところでもあります。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 令和5年度から、そういった設計測量に入ろうというんだな。これ、たがわないように。あなたもひよっとしたら退職が近いんじゃないですか。次に引き継ぐことをしっかりやってくれんと困るよ。

あそこの集落に、私は災害に遭うて、あなたにそこ辺の改良はちょっと無理ですと言われたとき、下泊里の集落の人にみんなに言うたことある。もう、度々この橋は流れるから、こっちの裏側の下のほうにもう集団移転せんですかと。そこまで言うたことあるんです。それもそうですなという人もおった。それだけ、もう来年の3月いうたら4年よ、約4年。それだけ、やっぱり不自由しよるんだから、本当に真剣になって考えてやってくれないかん。

皆さん方は、各担当、何の問題にしても、何年かすれば部署が替わっていくかもしれん、担当も替わっていくかもしれん。そんなことじゃ、何十年も住んどる、今から将来、何十年も住まんならん。それ、たまらんよ。陸の孤島ですよ、あそこは。

それで、改良工事を早急に、3か年計画を3年後に出来上がるようなことじゃなくて、わざわざやるようなことを考えてあげなさい。まずは、あそこの交差点じゃ。それを最重点にして。あの橋は、あそこを先にやっておけば、もう恐らく橋が架かっている。PC橋なんか持ってきて、造った橋を持ってきて架けられるんや。分かるやろう、あんた専門で。私はそう思う。

濁水期でこの前、工事中の現場が流れてしまう。それも、今ちょっと工事休んでおるでしょう。型は組みよるか。組みよる。そういうやっぱり工事の進展も時間はかかるんや。型は組まんでも、できたやつをぼんと持ってきて、道路ができたらすっと架けられる。このくらいのやっぱりスピードを考えてやらないといかんと思う。そのほか、あんたのところは多いよ、陳情が、課長。相当みんな各地区、玖珠町内。

私は、産業建設常任委員会から外れたことは確かなかったと思う。それにいて、ずっと町内の現場を議員と委員会で視察をして、ああ、これはもつともだ、これはやってあげなというて持って帰って、委員会に、あんたたちが先輩なら担当課が出席の下に審査して、そして採択に臨むんじゃ。見てみ。あんたもつと覚えてあるが、ほとんど採択じゃないか。陳情以外は、それは慎重に審議して採択してきている。それを、我々はばかに言われよるんですよ、ばかなこと。町会議員は何にもならん。そして、いつまでもできないと、役場は何もしてくれん。こんなことじゃ、町民の役場じゃなくなりますよ。

もう、これ書類は要らんものになりました。これはやっぱり本当、町長、ひとつ担当課と真剣になって町民の声を反映させてください。反映というか、仕事のスピードを上げてやってください。これはまた全く質問状にはありませんけれども、先立って日出生のほうに行ったときも、何もしてくれん、当てにならんと、後から電話がかかってくるんですよ。

そういうことじゃなくて、やっぱりスピードを上げてやってやらないと。3年計画というと、ちょっと長過ぎる、今の時代には。それは、予算獲得から何からあるということは分かっております。そこらを本当にあなた、真剣に考えないと。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） すみません、ちょっと誤解を招くと申し訳ないんですけども、玖珠町の3か年計画というのは、今後、玖珠町の3か年の執行予算を見る計画でありまして、その事業に対しての3年で完了するというじゃないことだけ御理解をお願いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） そういうことは分かっている。が、優先をしなさいよというんだ。一般町民にそんなことが分かりますか。そんなだらけた言い方じゃなくて、やっぱり困っていることは早くやってやれ。これがあなたたちの仕事と思う。どうですか。あんただけが答弁してくれたんじゃ。町

長、どうですか。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

町民の皆さんから、それから関係団体の方から様々な陳情や要望をいただきますし、なかなか進まないというものについては、直接もう町長に話したいんだということで、私のところにお見えになる方もたくさんいらっしゃいます。傍聴の方もいらっしゃいますし、今、りんくすで、町民の皆さん多くの方にこの議会の風景を御覧いただいておりますので、若干職員をかばうわけじゃございませんが、先ほどの下泊里の件につきましては、大変、地区の方には長い間、御迷惑をおかけして申し訳なく思っております。

藤本議員がおっしゃった入り口のところの改良は、当然、角を取って真っすぐ橋のほうに向かっていく道路があるにはこしたことはないんですけども、当時、私もその関係を少し話したときに、下泊里の落ちた橋を、なるべく早く架け替え復旧をするために、国の査定を受けた際に、時期を早くするがゆえに、査定を田んぼの中を通過するのが早いし、そのときに、ついでに一緒に角を取って真っすぐというのは、これは災害復旧ではないという国の見解が出ましたので、そうしますと、必要性は分かるんですけども、単独ですれば、それを一般財源で全て町が持つというようなことも考えられましたので、当時、建設課のほうでは、査定に絡んであそこの角を一緒にやるということができなかったというふうに、今、聞いております。

そういった意味もあって、ほかの補助事業、助成も使いながら、何とかやっぱり早く角を取って真っすぐ橋のほうに向かっていける道路を改良しようじゃないかということで、先ほど担当課長が言いましたように、3か年計画にかけて令和5年度から検討するというような状況になっております。

それ以外の一般的な要望や陳情については、たくさんいただいておりますし、総務課が一括して台帳管理をしておりますから、その場所、要望、陳情の内容ごとに、やはりしっかり精査をすることが大事でしょうし、先ほど議員がおっしゃったように、危険度が高いものからやっぱり優先するというのは当然のことかと思っておりますので、ヒアリング、予算折衝の仕方を少し変えようと思っております。

予算枠の中で、建設課にはこれしかない。そうすれば、当然、建設課も優先順位を決めてしなければならない。古い案件も、また先送りになっていくというような対応しか取れませんので、じかに要望があった路線ごと、場所ごとに、いろんな事情があったり事故があったり背景があったり、そういうことまで含めて、今後、ちょっと財政査定の見直しを、やり方の見直しをしていきたいと思っております。なるべく多くの町民の皆さんの要望に迅速に答えられるように工夫をしていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長（大野元秀君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 町長の答弁を聞きました。

それは、下泊里の件は、これは、災害復旧にするのに、それは仮設ならできるでしょう。けど、将

来に向けてということ言えば、それはできません、それは駄目だと。それは、県、当局は言うでしょうよ。それをうまく言う方法があるはずだ。別の方向で、ちょっとここを、急じゃないけれどもやりたいんですよとやればいいことだ。そういうことを考えてやるのが、あんたらの仕事や。あんたらというか、町長、あんたら担当の仕事と思うよ。

というか、そこらをやっぱり町民サイドに立って考えてやらないかんの。十分に皆さん分かってくださいよ。こちらの方も、何ぼかあろうかと思えますよ、ほかのことで。担当部署、みんなやっぱりそこらを町民のためにやってください。いい玖珠町にしてくださいよ、頼みます。よろしく願います。

これで、私の一般質問を終わります。期待をしております。よろしく願います。

○議長（大野元秀君） 13番藤本勝美君の質問を終わります。

次の質問者は、7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） おはようございます。7番松本真由美です。

通告によりまして、議長のお許しをいただき、一問一答形式でお願いいたします。

元号が令和に改元された秋頃、新型コロナウイルス感染のニュースが流れ、はや2年半が経過し、世界中に猛威を振るい、流行し続けております。大分県初の陽性者は令和2年3月確認されて以来、行政はいろんな施策を行ってまいりました。令和3年5月からワクチン接種が高齢者から始まり、令和4年1月まん延防止等重点措置が適用され、また、5月には、60歳以上と重症リスクの高い人の4回目接種も始まりました。そのような中、6月29日、県下では265人、本町では1名、県内累計5万7,921人、そして、死者数165人であり、第6波で終息するのではないかとわれておりました。しかし、7月21日には、県下で1,940人、本町でも50人で、最高の感染者、累計7万2,988人となり、全国的に第7波が到来。流行の波を重ね、感染者は増大、8月3日には県下累計10万人を超え、8月31日では累計15万4,202人、玖珠町では1,714人が確認されております。本町は、9月になっても毎日2桁の感染者が続いております。

今朝の新聞では、第7波に入って2か月余りで146人の方がお亡くなりになり、今後も増加するのではないかと懸念されております。今後も、高齢者の感染者数増加とともに重症者や死亡者の増加が懸念されております。国は、感染拡大に警戒感を示していますが、新たな行動制限は行わない方針であり、感染者の全数把握見直し、届出対象と自治体の判断で、また、定期的に感染者数の報告をする定点調査を施行すると発表いたしました。

今後は、新型コロナウイルス感染拡大対策も大きく変わってくるような気がいたします。施策の動向を注視するとともに、本町においても4回目ワクチンが進んでおり、多くの町民に接種をお願いしたいと思います。

このような中、5年に一度行われます和牛五輪とも称される第12回全国和牛能力共進会が、10月6日から10日まで鹿児島県で開催されます。御承知のように、この大会は、全国の優秀な和牛を一堂に集め、改良の成果等を競うもので、本町から繁殖雌牛群及び高等登録群に5頭、肉牛総合評価群に3

頭、そして、今大会から高校と農業大学校が競う特別区も新設され、県立久住高原農業高等学校が会場いたします。飼養者の方々は、はげがけや引き運動、調教に毎日励んでおります。全国優勝目指して頑張っていたきたいと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回、この環境カレンダーでちょっと気になったことについて質問をいたしたいと思います。

まず、1番目の清掃センターに搬入できない廃棄物対策の取組について。

1項目め、消火器の廃棄対策についてですが、消火器の耐用年数満了時における廃棄処分窓口の設置はできないかというお伺いでございます。

本町は、昭和42年3月に玖珠清掃センターが落成し、唱歌の「赤とんぼ」のメロディーを今も流し、今日でも汗だくで頑張っていたいております。仕事従事者の方には、深く感謝を申し上げます。

時代は流れ、全国的に地球環境で温暖化防止やごみの減量等が問題提起され、世界的に、このことに対して各国々ではいろいろな施策を用いて取り組んでいることは、御承知のとおりでございます。本町においても、その間、施設整備が進み、平成11年、12年には、新焼却施設や粗大ごみ処理施設が完成し、毎日ごみ処理活動をいたしております。

町では、毎年、玖珠町環境カレンダーを作成、各戸に配布、おのおのごみ分別の分類と地域ごとやグループなどで学習会等をしていただき、大変評価しているものでございます。このカレンダーの中には、使用済み小型家電、小型充電式電池等の回収は、現在、役場ロビー、メルサンホール1階ロビーで回収ボックスが設置されておりますことは、大変よいことだと思っております。

しかし、清掃センターに搬入できない物の一覧の中に消火器があります。この消火器は、販売業者が処理してくれるものもありますが、特に、町内主婦から問合せや質問が多いのは、消火器の処理方法です。家庭内には、耐用年数、これは御存じだと思いますけれども、設計標準使用期限、製造後10年を過ぎた製品が幾つも残っておりませんか。町内のある販売店で調査いたしましたところ、当店で買い換えるときは、1つにつき1個引き取りますということです。購入した消火器の取扱書を見ますと、こちらにあります。「不要になったものや設計標準使用期限10年経過したものを過ぎた消火器の処分については、販売店か製造元にお問い合わせください」と記されております。私が所有しているものは、製造元の会社が神奈川県茅ヶ崎市です。この会社が、本町内に処理担当施設等を設けておればよいのですが、ほとんどの業者はそのようなことはございません。

この素朴な問題に頭を痛め、そのまま家の角に放置され、危険な状態でごみになっているのではありませんでしょうか。その解決の方法として、先ほど申しあげました役場ロビー、メルサンホールロビーの家電等回収ボックスで回収できないものでしょうか。また、別な方法でも構いませんので、処理受付窓口等設置できないか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） お答えいたします。

先ほど議員さんが申されましたとおり、消火器の耐用年数は、事業用でおおむね10年、一般家庭用

でおおむね5年とされております。

消火器の廃棄処分につきましては、廃棄物の処理を製造業者自らが行うことで、適正処理及びリサイクルを促進することを目的に設けられました一般廃棄物広域認定制度のリサイクルの対象となっており、玖珠清掃センターで処分することはできません。そのため、消火器メーカーで構成される消火器リサイクルセンターが指定する特定窓口において回収しております。玖珠町では、小田地区の武石防災さんが回収窓口指定をされております。

したがって、新たに消火器の廃棄物処分窓口を設置することは、特に考えてはおりません。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 先ほど言いましたように、武石さんが受け付けてくれるということですが、町民で何人の方が知っていると思いますか。ほとんどの方は知りません。

町民が、消火器の処分方法について、環境カレンダーを見ないまま清掃センターに、もし持ち込んだとしたら、どうなるのでしょうか。当センターでは受付をいたしません。購入店に問い合わせてくださいと言われた場合、普通、3つの方法を考えられると思います。1つ目は、持ち帰って購入店に聞く、2つ目は、代理販売・勧誘者に聞く、3つ目は、1つ目も2つ目も駄目だったので、そのうち家の倉庫の隅に置かれたまま保存するか、そのうち不法投棄に発展しないか心配されます。消火器にはガスが入っており、もし爆発でもしたら事故につながる可能性もあります。もし、不法投棄等を防止するためにも、行政のサービスで処分方法を考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

環境センターに問いましたら、多いときで月に5人ぐらい持込みがあるそうです。そのときには、その方の電話番号を教えるそうですけれども、そんなにはないそうです。多分皆さんも御存じないと思います。その処理、リサイクルする場所をお願いします。

○議長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） そのような内容につきましては、今後、広報などで詳しくお知らせして、住民の皆様に周知をしたいというふうに考えております。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） ぜひ広報等でお知らせしていただきたいと思います。

次に、2点目で、消火器廃棄減量に向けた詰め替え等による再利用の促進、または、助成等できないか、お伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、消火器は圧力容器で、ガス圧力で消火剤を放射するものと思います。消火器を備えている家庭や事業所等、使う機会がないのが最もよいのですが、その保障はありません。いざ、その場に遭遇した場合、使用方法が分からなかったり、薬剤が古くなって機能しなかったり、また、消火器を使用しようとしたところ、逆に、爆発事故が発生して消火どころではない大きな惨事を招いたという報道を目にしたことがあります。このようなことを防ぐためにも、防火や防災の意識を高めるとともに消火器に関心を持ってもらい、万全の備えをするといった点から、薬剤の詰め替えという消火器廃棄の減量や再利用の促進を進める考えはないか。また、そのことに対して、薬剤詰め

替えの助成等できないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 宿利基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明德君） お答えいたします。

先ほども住民課長のほうから、消火器の、業務用であれば10年、住宅用であればおおむね5年というところで、消火器の使用期限がなっております。

消火器の構造としまして、薬剤の詰め替えが困難となっており、業者に問い合わせたところ、もう詰め替えよりも買換えをお勧めしますというお答えをいただいております。

あと、消火器は個々の備えでありますので、助成等は、今のところは考えておりません。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 分かりました。

私ごとで大変恐縮でございますが、平成20年から平成30年頃まで、グリーンツーリズムで北九州市の中学生徒2年生を2泊3日で農村宿泊体験学習として受け入れてまいりました。延べ700人以上の生徒さんと交流をし、その間一番心配したのが生徒さんのけが、病気はもちろん、一番重点に置いたのは火災発生防止です。室内には消火器も備え、火災報知機を設置し、避難方法等も、来たたびに指導いたしました。当時、消防団と自治会館主催による消火器取扱いの訓練に参加して実施、消火器を使用しました。初期消火には、消火器は抜群の機能を発揮したと、必要性を十分に再確認いたしました。

これは一例ですけれども、もし、耕地のあぜなどの火入れですが、毎年春先、秋になると、田や畑のあぜ草を農家では燃やします。このときに、二、三人で作業すればよいのですが、ほぼ1人が多いと思います。そのとき、突風などにあおられ、他の場所に燃え移り、林野火災が毎年数件発生いたしております。この作業時に消火器を持参し、延焼防止に使用したらといつも思っております。林野火災の類焼防止のため、消火器を最大限利用して役立てられないでしょうか。

今、先ほども買ったほうが良いとおっしゃいましたけれども、調べましたら、大体、五、六千円ぐらいで消火器はあるようでございます。再度、そのような趣旨から、詰め替えとか助成等の考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 宿利基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明德君） お答えします。

先ほど、助成等を考えていないということを申し上げましたが、初期消火活動の観点から考えれば、初期消火の重要性を考えれば、助成等を考えてもいいのかなという、検討できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） よろしく願いいたします。

では、続いて、清掃センターに搬入できないもので、2項目めの土石類や瓦礫類等の処理について

お伺いいたします。

平常時の対応については、町許可の一般廃棄物処理業者に直接行うことは承知いたしております。カレンダーの裏面に印刷してあります。一般家庭内から出る小さな工作物の撤去や降雨時による側溝水路氾濫等により、流入した瓦礫や土砂類等、自ら処理できない人のために、そして、小さな問題かもしれませんが、不法投棄の原因になる可能性が秘められていると思います。その防止策として、埋立てごみとして、清掃センター処理ができないか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） 議員さんの質問ですが、環境カレンダーに書いてあるとおり、上は一般廃棄物ということになっておりますので、瓦礫類等を最終処分場で処理することになりますと、最終処分場の埋立て量というのは、もう決まっております、残すところもあまり空き容量がないということでもありますので、基本的には一般廃棄物の焼却分及び2分別の割れガラスとか割れ陶器、そういうものに限定させていただいて、一般廃棄物のみの埋立てというふうにしておりますので、通常そういう瓦礫類等々につきましては、最終処分場の中に埋立てはできないというふうを考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 分かりました。

では、続いて、2点目の災害発生時における対策についてお伺いいたします。

令和2年7月豪雨により、本町においても、玖珠川沿線流域で、洪水のため、河川氾濫による橋の流出や耕地災害等甚大な被害が発生いたしました。今日においても復旧事業が進んでいることには、大変感謝を申し上げます。

今回の質問は、令和2年第3回での一般質問で、災害時における被災ごみ等の土砂や瓦礫等の仮置場の確保について、お尋ねいたしました。そのとき、前向きな回答はいただきましたが、その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） 水害等で被害を受けた道路や農地などの土石類、瓦礫類などにつきましては、災害復旧事業として処理をされるわけでございます。

また、個人住宅や事業所などが破損した場合には、災害廃棄物と処理することが適切と認められるものについては、自治体が一般廃棄物として処理責任を負うこととなっております。

災害発生時の対策につきましては、災害の種類及び規模、災害箇所、範囲によって災害廃棄物の処理計画や災害廃棄物処理マニュアルを作成しており、それに準じて処理をすることとなっております。県や市町村、大分県産業資源循環協会や玖珠町建設業協会など各種関係団体と連携しながら、廃棄物の処理に当たることというふうになっております。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 令和2年の9月に一般質問で行いましたところ、想定外のごみで全然考えていなかった。仮置場、モラロジーですね、あそこに大体2反7畝分ありまして、そこで受け入れ、もう1週間でパンク、その後、業者から仮置場に搬出してもらいました。

先ほども、何かマニュアルができていたということで、その当時、災害時に広い仮置場、2倍あれば何とかなったかなというような回答もいただきましたけれども、その後、仮置場は増えたのでしょうか。契約している仮置場が、その当時、できたら4か所ぐらい契約しているといいですねと質問したんですけれども、その後、仮置場が増えたかどうか御質問したいと思います。

○議 長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） 廃棄物処理マニュアルにつきましては、まず、集積所の一例ですけれども、被災直後に被災した家屋から出る片づけごみ、生ごみとかですが、住民の身近な場所に速やかに排出できるようにする住民用集積所の設置、これが大体12か所、今マニュアルの中ではつくっております。

それと、住民の方が直接持込みをする廃棄物を種類ごとに一時保管し、それぞれの種類に応じた処理施設や資源化処理施設に搬出するための仮置場の設置を行うなどの検討が必要となっております。

それで、仮置場ということで、5か所選定を今しております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 早い対応をしていただきましたこと、ありがたく思います。

続きまして、2番目の洪水による河川氾濫防止対策についてです。

まず、1項目めの1級河川及び準用河川の河川沿いの耕地水害防止として、堤防かさ上げ工事等に単独災害復旧事業（40万円未満）が使えないか、お伺いいたします。

令和2年7月17日公布されました、令和2年7月豪雨に伴う玖珠町単独耕地災害復旧事業実施要綱を見させていただきました。このような要綱を定め、災害復旧事業を一日も早く完成させる取組には大変感謝いたしております。

この要綱の「第2条本事業の実施要件となる対象となる被災農地等は、令和2年7月豪雨により災害を受けたもので、事業費40万円未満」とあります。令和3年、令和4年と同規模の災害は発生していませんが、将来発生した災害等、該当にならないのでしょうか、お伺いします。

また、毎年のように、集中豪雨や台風が原因で、洪水による河川氾濫で農地が浸水して、水稻等農地に大きな被害が出ている箇所は、大体、河川ごとに町や県では把握できていると思います。毎年のように繰り返し被災する農地は限られております。

農家の生産意欲や所得の確保ができず、この場所を農家にとって諦めている方が多く私も見受けられ、耕作放棄地になっております。このような現状を打開し、農家の生産意欲と所得の向上、確保につなげるためにも、この単独災害復旧事業（40万円未満）を利用し、河川氾濫防止対策として堤防のかさ上げ造成工事はできないか、お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） それでは、お答えをさせていただきたいと思います。

町内には、1級河川が15本、2級河川が1本、準用河川、町が管理する河川なんですけれども、63本あります。

御質問にありました単独災害復旧事業は、農林災害所管になります耕作者や受益者の申請に基づく個人向けの小規模な被災に対する復旧事業であり、受益者等の負担があるものと理解をしております。

また、1級、2級、準用のこうした河川には技術的な基準があることから、一定の単価、工事費が必要となりますので、40万円以内での工事の範囲では目的達成は難しい状況であります。

したがって、単独災害復旧の適用は難しいものと、今現在、考えているところであります。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 続きまして、2項目めの土砂等を利用して堤防のかさ上げ造成ができないか、お伺いします。

河川ごとに、集中豪雨や台風等洪水による河川氾濫で、堤防を越え農地等に浸水し、被害をもたらしている箇所は、行政でも、先ほど申し上げましたように、毎年把握を、調査して行っていると思います。原因等を含め、現在、重機により河川内の堆積土砂をしゅんせつし、持ち出しています。この堆積土砂を利用して、土のうを積む要領で堤防のかさ上げ造成はできないでしょうか。また、そのためにも、地権者の申請や協力等が必要でございます。

1級河川であれば、県に協議も必要になり、このような事業を立ち上げるために、事業実施要綱等作成する考えはないか、再度お伺いいたします。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） それでは、土砂の堤防のかさ上げ造成についてお答えをさせていただきたいと思います。

河川内の堆積した土砂を活用した護岸のかさ上げの質問と思いますけれども、河川ごとに、うちのほうも職員のほうが現場等の確認に行きながら状況を見ている状況であります。河川の隣接地、対岸等の構成に応じながら対応することになるかと思っております。

町が管理する準用河川につきましては、河川敷地内での施工が可能かの判断、不可能の場合は、背後地の用地取得等、地権者の同意が必要になるかと思っております。河川の構造的基準を照らし合わせながら、まずは、工事が可能な箇所であるかの判断を行っていつている次第であります。

堆積土の活用についてですが、河川の堆積土砂は、含水比、かなり水を含んでいる土砂になるかと思っております。その土砂につきましては、腐臭等の発生もあることから、現場内での再利用は、近接住民や隣接地権者の御理解が必要となると思われれます。現状では、別の持ち出しですかね、残土処理を行っている状況であります。

このように、何らかの工事の際には、発生する残土処理を公共工事等の基準に沿った形で施工する以外は、現実的には再利用というのはかなり厳しい状況であります。

以上です。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） うちのほうで2例ほどしていただきまして、大変それは喜ばれております。

1例は、その集落の方が重機を借りまして、準用河川の土砂等を上げて、それはもう持ち出しました。

もう一件は、いつも氾濫する川で、そこは、先ほど申しましたように、土のう方式で積んで、そこも、今回7月19日の雨では、その農地が浸水することなく無事に過ごせましたので、ぜひともよろしくお願いいたします。

1級河川のほうは、県との協議も必要と思いますけれども、3年前に浸水して、改良したのも災害復旧で、現況どおりの復旧でございました。それでも今年の7月豪雨では、また、そこが水が越えまして田んぼに入って、そこの方は、もういらいら、毎年雨が降るたびにしております。何かいい方法があればと思っております。

それでは、3番目、最後の質問になります。

防災行政無線デジタル化に伴う今後の放送制作方針として、まず、1項目め、防災行政無線デジタル化事業進捗状況についてお伺いいたします。

今回まで3回にわたり、一般質問で防災行政無線の更新について質問をしてみました。その中で、特に屋外拡声器整備拡大とサイレン機能セットの整備の方向での充実を図ってほしいとお願いをしてみました。財源の厳しい中、令和2年、3年度と整備が進み、これまで町内8か所から48か所と増設され、令和4年4月より運用が開始されました。各家庭の受信機とともに、屋外での作業中に緊急放送や普通放送を聞くことができるようになりました。

また、朝やお昼、夕方には、童謡や唱歌が優しく流れ、一日の疲れを癒やしてくれます。感謝申し上げます。

また、戸別受信機の設置の申込み等、広報くす等で掲載して、着々と設置が進んでいると思いますが、この事業進捗状況をお伺いします。

しかし、アナログ方式の受信機のとときはよく放送が聞き取れていましたが、デジタル方式の受信機では、電波の弱い地域では受信がうまくできないとの情報があります。このような地域では、外部アンテナを設置しているようですが、受信可能になっているのでしょうか。また、受信アンテナを設けて不可能な地域はないのでしょうか。併せてお尋ねいたします。

○議長（大野元秀君） 宿利基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明徳君） ただいまの御質問に対してお答えいたします。

玖珠町防災行政無線デジタル化整備工事は、令和2年より3か年計画にて事業を進めております。工期は、今年10月31日までとなっております。8月末の進捗率は、全体で約90%となっておりますが、戸別受信機の設置についてはおおむね75%でございます。

先ほど議員がおっしゃったとおり、広報のほうで、9月1日でアナログ放送は停止することになっ

ておりましたが、昨今の11号台風が来ましたので、アナログを併用しようということで、9月7日にアナログ放送を停止することになりました。停止してから、今は駆け込み申請が出始めています。このため、工期の延長も必要ではないかと、現在、検討しているところでございます。

そして、もう一つありました電波のほうですが、そういった取り付けた後、住民の方からお電話をいただいております。それに対応いたしまして、すぐ業者のほうに電話をいたしまして、解決するよう依頼しておるところであります。また、工期のほうが若干残っておりますので、そういう意見を踏まえて業者と検討していき、放送が入らないことがないようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 再質問で、間に合わなかったらどうしますかというのをしようと思いましたが、今、間に合わなかったとの対応をしていただきましたので、それは控えます。

次に、2項目め、放送プログラム、普通放送について。

まず、1点目、放送するまでのプログラム作成はどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

防災行政無線設置及び管理に関する規則を見ますと、第3条業務内容で、第1項中1号、2号に、非常災害、その他緊急事項、そして、災害予防及び気象情報の業務を行うと決められています。このことは承知いたしております。次の3号、4号、5号に記述されております行政に関する広報や普及啓発、指導や生活関係事項の情報連絡、その他町長が必要と認める事項とあります。これらは、普通放送と捉えてよいのでしょうか。町主催のイベントや各種事業の啓発等が放送されておりますが、ケーブルテレビとは違うため、プログラム等は作成されていないと思っておりますが、どのような手順で内容を決定しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

放送内容の検討につきましては、広報担当ですので、商工観光政策課からお答えいたします。

無線の放送につきましては、今年6月の議会の一般質問でも御回答したように、玖珠町防災行政無線放送に関する運用規程等というのがございまして、緊急放送と普通放送により情報を伝達しているところでございます。担当課から提出された放送内容の申請を精査し、承認したものに限り放送を行っております。

原稿の文字数は1放送当たり100文字程度を基本に、機器に原稿の文字入力を行い、文字のイントネーションや文字間の部分を設定しているところでございます。

議員御質問の、先ほど申しました行政放送の内容等に関しては、その規程の中で6項目にわたり、玖珠町行政機関の事務に関することや共催、後援する事業、主催する事業、町民の安全・安心情報に関すること、保健予防・衛生等に関すること、国・県、その他自治体の行政情報で必要と認める事項、そして、最後に、その他行政上必要と認められる事項として当課で精査し、放送しているところでござ

ざいます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7番（松本真由美君） 分かりました。

では、続いて、2点目の（仮称）放送番組制作委員会等を設置し、放送内容を広げる考えはないか、お伺いいたします。

先ほど申し上げましたように、規則の第3条第1項3号、4号、5号を普通放送と捉えております。一部担当課が専用するのではなく、役場、行政全般の広報や生活など情報発信を担当者が集約して、検討後、放送していると先ほど言われました。より多く具体的に番組化し、放送することはできないでしょうか。

8月の広報くすに、玖珠町公式アプリリンクすとして紹介されておりました各種コンテンツの項で、1から7番まで編集しているようです。この中で、お知らせのマークが行政無線で放送されたのでしょうか。本町がデジタル化の推進を図るための一策と思います。よい取組だとは思っております。しかし、この玖珠町アプリを現在2万人を超える人たちが利用しているとのことですが、年々高齢化人口が増す中、どのくらいの人たちが利用できるのでしょうか。大変疑問に思っております。

時代に合った取組を進めると同時に、各種コンテンツを含め防災行政無線放送のための（仮称）放送番組制作委員会等を設置し、プログラム化して放送内容を広げるような考えはないか、お伺いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

防災無線の放送につきましては、長くて聞きづらい、うるさい等の指摘もあることから、なるべく簡素に必要な情報だけを発信することにしております。

番組放送という視点で考えますと、町民が知りたい、伝えたい内容を定期的に放送することになりますが、災害時の緊急放送に加えて、イベント等のお知らせ、啓発事項など、現在でも放送量が多いため、番組として放送委員会というようなものを設置し、番組放送をするというのは、防災無線の性質上、難しいと考えているところでございます。

以前より、防災無線の活用についての賛否があったことから、現在は、玖珠町アプリリンクすやLINEのSNSの活用やホームページリニューアルなど、充実した情報発信に努めているところでございます。

なお、本年から、防災無線で放送した部分、先ほど議員さんもおっしゃったとおりですが、ホームページ等でも再度掲載するなど、そういった部分でよりよい情報発信を今やっているところでございますので、議員さんから言われた部分も含めて、非常に防災無線については緊急性の高い部分と簡潔な情報提供を心がけておりますので、番組という部分については、SNS等で、今、リンクす等もございまして、そのあたりで充実させていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 若い方には、SNSとかりんくすとか、そういうのはいいんですけども、やっぱりこういう高齢化社会になって、ただ、ホームページに載せています。もうそれが逃げ口上になっているように思われます。町報で行事をお知らせして、緊急に中止になったとかいう場合はいいんですけども、そういうのは、極力やっぱり内容等を精査して行っていただきたいと思います。2万人と登録されていても重複でされている方もあろうかと思いますが、高齢者の方は、まず、りんくすは何という感じで、見ません。ホームページも開き方が分かりません。

それで、教室等を開いていただいております。今日も何かあったようですけども、そういうのもうちよっと充実するとか、ちょっと考え方を変えて行っていただきたいと思います。

それでは、最後に町長のほうにお伺いいたします。

この放送業務は、無線の試験的要素を兼ねているとお聞きしたいと思っておりますが、御存じだと思います。先ほど申し上げましたように、朝には紅葉、昼には富士山、夕方にはたき火の季節に合った童謡や唱歌が数か月置きぐらいに流れて、時報も伝えていております。

そこで、私なりの提案ですが、1日3曲の選曲の中で、ある時期には町歌——町の歌ですね——を流したこともありました。玖珠町イメージソングとして「心のふるさと」という歌があります。ここに、玖珠町イメージソングとしてあります。この歌詞の中には、「あなたと歩いた坂の道、角牟礼から栖鳳楼」それから、その2番には、小松女院の三日月の滝、3番には、万年山、玖珠川と歌詞が書かれており、大変観光には役立つ内容じゃないかと思っております。

この曲は、玖珠町出身の女性歌手の方が歌っております。また、この方は、姫島村を歌った「わたしの好きな姫島は」という曲も、全国を巡回する舞台で彼女はこの「心のふるさと」も紹介しております。

また、一例を紹介いたしますと、これ8月27日の新聞ですけども、新聞紙上で掲載されました、杵築市のケーブルテレビ、杵築ど〜んとテレビが制作した市のプロモーションビデオが、6月に行われました全国規模で開かれた第15回ベストプロモーション大賞で準優勝に輝きました。

このプロモーションビデオは、杵築市在住のフォークシンガー歌手が作曲した「おかえりの唄」に乗せて多くの市民が出演しているそうです。この歌は、40年前、演歌の大御所である作曲で有名な作詞家から本人がいただいたもので、この詩が、今回杵築市の町の活性化にぴったりの歌ですと語っていたとのことです。

現在、先ほど言いました本町出身の女性歌手、玖珠町のイメージソングである「心のふるさと」を流し、町内の観光イメージとして町をPRできたなと思いますけれども、取り組んでみる考えはございませんか。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答え申し上げます。

防災無線の時報を知らせたり、唱歌が流れたりというようなことは、町民の皆さんが様々な生活をされる中で必要なものかと思っておりますので、時報代わりになるような音楽を流したりとか、それはもう考えられるかなと思っております。

ただ、防災無線という目的、性質から考えますと、番組を5分、10分必ずそこに何か放送するというものではないというふうに思っておりますので、あくまでピンポンポンと音が聞こえたときに、何やろう何やろうというぐらいの、そういった位置づけが防災無線だろうと思っておりますので、その中でお知らせできる範囲というのが、やっぱりあるんだろうと思っております。

そういった意味では、ケーブルテレビを持たない玖珠町が、やはり動画や画像、様々な情報を町民の皆さんにいち早く正しくお知らせをしたいということから、動画を中心としたりんくすを進めているわけでございます。高齢者、それからパソコンを検索するのに不慣れな人がまだまだたくさんいらっしゃることも十分承知をしておりますので、ケーブルテレビの代わりにそういったものをさらに普及できるように一方ではしていきたいと思っておりますので、なかなか防災無線で番組を組んで、それが恒常化して、逆に反応がなく、緊急性の高いときに適切な行動が取れないことになれば危険性も高まりますので、十分そこは考えていきたいと思っております。

それから、今、議員から紹介いただきました、地元を歌った歌とか様々なものが今ありますので、そういったものの活用も併せて考えていきたいと思っております。

防災無線の使い分け、ちょっとしっかり議論をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 7番松本真由美君。

○7 番（松本真由美君） 先ほどの杵築市は一例ですけれども、この間テレビで、ある市町村で、その方がその町で過ごした曲を12時に流す。曲だけですね。それは結構知られている曲で、へえとかいう感じでした。ですので、そういうことも考えて、ただ歌詞を流せとかそういうのじゃなくて、曲は、この歌は結構知っている方も多いので、流せば、またちょっと違う方向に行くんじゃないかなと思っておりますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

最後に、9月5日から6日、台風11号も無事に通り過ぎ、避難所の開設には大変お疲れでございました。今年は空梅雨と言われ、まだまだ残暑が続くと思いますが、このまま秋の実りを期待したいと思います。まだ、あと12号、13号も来ているという話ですけれども、気をつけていきたいと思っております。

今回、防災行政無線の事業開始により屋外拡声器が設置されたことにより、山間地域では、お昼の時報や緊急速報等、外での仕事に聞くこともでき、大変よくなったという意見は多く聞かれます。

新型コロナウイルス感染の一日も早い終息に向け、自分たちでできること、手洗いの徹底、マスクの着用、3密の回避、そして、高齢者や基礎疾患のある人には人混みへの外出等を控えるなど、再度確認を行い、ワクチン接種も4回目が始まっております。低年層の方々の接種を、ぜひともお願いしたいと思います。

医療機関をはじめ、感染拡大防止のために多くの人々の努力や頑張りに対して、一日も早く元の生

活に戻していかなければなりません。そのためにも、行政の頑張りもお願いしたいと思います。これ
をもちまして、私の質問は終わります。

○議長（大野元秀君） 7番松本真由美君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開します。

午前11時30分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（大野元秀君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 議席番号11番秦 時雄であります。

議長のお許しを受け、通告に従って進めてまいります。よろしくお願いいたします。

まず初めに、ひとり親家庭における養育費不払いの解消について何うということでございます。

子供の成長を支えるのは、親の責務であります。両親の離婚が子供の貧困を招かないよう、離婚による養育費の不払いをなくす対策が急務であると思います。離婚は年間20万組を超え、未成年の子供がいる夫婦は6割を占めております。子供が自立するまでにかかる費用は離婚後も親が分担して支払う義務がありますが、母子家庭の場合、養育費を受け取っている方、これは全体の24%にとどまっておるということでございます。離婚後のひとり親世帯の貧困率は50.8%になっております。

本来、養育費の不払いは当事者間で解決すべきですが、自助努力では限界があり、離婚という親の事情で子供が経済的な不利益とならないように、自治体が積極的に取り組んでいく必要があると思います。

民法では養育費について、離婚時において夫婦の合意で取り決めると定められておりますが、強制力はありません。取決めがなされないことが養育費の不払いの一因となっております。このような実態を踏まえて、ひとり親家庭が安定した生活の下、子供を健全に育むことができるよう、離婚時の養育費の取決めを促進することが重要であります。

このような中で、全国の自治体では、公正証書の作成費用や調停調書の作成、費用の補助、養育費の取決めなど、受け取れない養育費を立て替えたり、差押えの手伝いを行っている自治体もあります。そして、令和2年4月には民事執行法の改正で、公正証書で養育費の取決めを行った場合、市町村や年金機構から勤務先の給与についての情報提供が得られるようになり、また、情報開示手続を利用できることになりました。また、情報開示手続への不執行や拒否陳述に刑事罰が科されることになり、相手からの養育費の回収に関しては、今後、強制執行による養育費の回収の可能性が高まることが期待されます。

それでは、各1番から6番についての質問を行ってまいります。

まず第1、はじめに、本町における過去3年間の児童扶養手当の受給数について伺いたいと思いま

す。また、この玖珠町の養育費の受給状況が分かれば、それは行政が把握しているか分かりませんが、非常に難しい問題だと思いますけれども、把握しているか、または養育費を受けている世帯等がありましたら、お答えをしていただきたいと思います。突然、これは別の質問ですみませんけれども、分かった範囲で結構です。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） では、お答えをいたします。

最初に、御質問いただきました児童扶養手当の受給数についてでございます。

過去3年間でございますが、令和元年度が136名、令和2年度が125名、令和3年度が127名というふうになっております。

養育費等を受けている方がどれだけいるかという御質問でございましたが、大変申し訳ありません。こちらについては把握をしておりません。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 分かりました。

それでは、2番目の離婚後の養育費について、町民に分かりやすく広報することが必要であります。周知の取組について伺います。

この周知については、本町は、こういった周知はいろんなホームページとか、ひとり親家庭などへの支援をまとめたガイドブックとかあるんですけども、そういう配布とか、皆さんにそういった周知をしている取組とかをやっておられるかということをお聞きします。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えをいたします。

離婚をされる方につきましては、離婚の届出をまず役場の住民課のほうに取りにみえられるということでございます。住民課の窓口で離婚届をお渡しする際に啓発用の資料を一つ入れております。離婚届とは別に。また、離婚届の中にも養育費の関係のコメント、チェック欄等も記載をされておるようになっております。

また、大分県社協に事務局がございます大分県母子寡婦福祉連合会の主催のひとり親のための無料法律相談会、あと面会交流相談会というものが、九重町と隔年で開催をしております。九重町等の相談会開催も含めて広報くすに掲載をさせていただいているところでございます。

また、今年も相談会のほうを実施しますかというお知らせが県社協のほうから来ておりますので、こちらも含めまして取組を進めてまいりたいと思っておりますし、このような取組の中で周知ができているというふうに考えているところでございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 本人が離婚届を頂きに来たときとか、出しに来たとき、提出のときに、こういったいろんな周知をされているということであります。

それで、その後、3番目なんですけれども、離婚後に養育費を確保するための公正証書作成費用や調停申立て費用等の補助をすべきとも考えております。これは、こういったように、非常に離婚をされて後の養育費の問題というのは大変苦労される。特に、母親、母子家庭の場合は、お子さんを3人育てられていた方がおります。その子供さんも立派に社会人になりました。大変です、母子家庭が子供を育てるということは。

そういう中で、この3番目に質問しました離婚後に養育費を確保するための公正証書作成や調停書の申立て等の補助をすべきとの考えは、町の見解でございます。当然そういった離婚後の家庭的な経済というのは、離婚して相手のいろんなこともあるし、心身ともに非常に疲弊している状況でありますけれども、こういったときに、そういった費用を何とか町のほうで工面していただきたいと思っているんです。

この自治体の離婚後の養育費の取決めの手続に必要な公的書類作成の費用などに、今までは、あちこち費用を出している自治体が増えてきています。その離婚後の養育費をもらわずに暮らしているひとり親家庭を支援するために、子供の養育費を受け取るための手続に必要な手数料などを補助する事業を実施しております。絶対これは口約束で、確かに離婚届の中にも取決めの欄がありまして、どちらが取るかとか、そして、養育費はどうなったかです。それはありますけれども、なかなか、先ほど言ったようにお互いの口約束で取り決めるというか、日本はですね、そういう風習というとおかしいんですけれども、そういうふうになって行われているということでございますので、先ほど言いましたように、取り決めるときに内容を公正証書、調停調書などの公的な書類にすることで、万一、養育費が、ただ何も無い、公正証書も何も無い口約束だけで行われた場合、仮に夫が元奥さんのほうに養育費を出しますと言っても、途中でも出さなくなったり、口約束になった場合、その場合は、こういった公的な書類にすることで、万一そうなったときには、養育費の不払いが発生した際には、給料の差押えができるという、これは重要な書類であります。

そういうことで、本町もそういった離婚された母親の方も大変な中でおられるんです。そういうときには、やはり町が何らかの補助金を出して公正証書の書類の作成なんかにも補助をすべきだと私は思うんですけれども、そこら辺のことをお聞きしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えをいたします。

今お話にありました公正証書の作成であるとか、調停の申立ての関係でございますが、昨年度、令和3年度に法務省がモデル事業を実施しております。こちらにつきましては、正式名称が養育費の不払い解消に向けた自治体における法的支援及び紛争解決支援の在り方に関する調査研究というものでございます。

この業務を公益社団法人のほうに委託をいたしまして、本年の3月に法務省にその調査結果の報告がされているところでございます。その報告には、自治体として取り組む内容ということでございますが、法的な問題であるとか関係機関の連携、それから役場のほうに相談に来られる方に対応する人

材の確保であるとか、課題が多くあるというふうに示されているところでございます。法的な課題解決であるとか関係機関の連携、このような課題をどのように解決をしていくのか、特に、法的な課題については市町村単独というわけにもいきませんので、トータル的にサポートができる体制というものを、今後の国や県、他の自治体の動向を注視しながら対処していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 先ほど課長がおっしゃられた、そういう取組というか、行っていることは私も承知しております。特に兵庫県の明石市なんかは、本格的に実施されております。それとまた、私たちの自治体の町とかそういう中でも、この公正証書作成費用というの、それを補助する自治体も出てきておりますので、そういうことも、今後とも重要であると思っておりますけれども、これは、年間20万組という数字がありますけれども、玖珠町にしたらほんの一握りかもしれません。ほんのですね、もう全体から見たら。しかし、一人そういうことがあった場合は、やはりこれは町としてやっぱり真剣に考えて取り組んでいただきたいんです。

町長、突然ですけれども、今の公正証書等の費用についての町からの支援というのはどういうふうに考えられておりますか。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答え申し上げます。

離婚といいましても、いろんな背景や理由、価値観の違い等々あって、合意の上で離婚される場合とか、またDVを受けてもう逃れるように離婚していくというような、いろんな様々なパターンの離婚があると思います。結婚は、皆さん推奨して喜んでというような環境でございますが、離婚についてはまだまだタブー視されているといたしますか、なかなか推奨するという問題ではないかなというふうに私なりに捉えているところでございます。

しかしながら、残念ながら離婚された方で、男性にしろ女性にしろ養育費がないことによってちゃんとした子育てが難しいということをお招きしない、そのためには、議員がおっしゃるように、法的な根拠なり証書なりやることは一番重要なことだというふうに思っております。

しかしながら、その実費に対して助成をしようという状況にはまだまだ皆さんの同意も得られない、コンセンサスも取れないというふうな、まだ時代でございますので、先ほど担当課長が言いましたように、国・県の動向、ほかの自治体の動向等も踏まえながら考えたいと思います。

そういった意味では、そういった公的証書が、念のためにちゃんと完備しておればいいですよというような指導的なことは十分できると思っておりますので、当面はそういう形で周知徹底、呼びかけをしていくことが大事じゃないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 町長の御答弁も分らんことはございません。しかしながら、そういうことで取決めをしながら途中でもう払うことができなかつた、そういう場合は、やっぱりきちっとした公

正証書の費用等なりでそういうお母さん方に支援をすとか、もう一番大切なことだと私は思います。

一つ、今、町長が答弁されたように、全国のひとり親家庭における調査結果は出ております。その統計には、養育費を決めない理由として、相手に関わりたくないとか相手に支払う意思がない、その養育費の取決めというのが非常に紛らわしいとか、いろんな理由があるわけですけれども、一度養育費を夫婦間で取り決めた場合は、子供が成人まで責任を持って養育費を元奥さんに支払っていくというか、途中でやめる人もおるけれども、やっぱりそれは取決めの責任として、親としてやっぱりそれはきちっと支払いをしなくなった場合には、ちゃんと証書を作って、いざというときには公正証書を作成して、裁判のほうでこういった協議、細部を取り決めてもらうような、そういうこう工程、流れというのは私はいつも思うのであります。

要するに、日本というのは、本当にひとり親家庭の問題とか養育費の問題というのはもう放置されてきた、長い間ですね、外国を見ると、またそれもう養育費の強制徴収とか、ヨーロッパではもし取決めをして養育費を払わない場合は国の機関が強制執行するという厳しいものがあります。今、町長が言われたように、国の動向とか県との動向とか、そうおっしゃいますけれども、それをちゃんとやればいいんですよ。やっていけばいいんです。やればできることで、それが、そういうことが全国の自治体で行われてくるようであれば、国もやっぱり動いていくんです、と私は思います。

何でもそうだと思います。今回の地方から、玖珠町が高校生までの医療費の無料化をやります。これを全国の自治体で全部を挙げてどんどんやってきて、やっぱり国が動いてきたという、その経過があると思うんですけれども、ぜひこの取組についても、今後とも大事な部分でございますので取り組んでいきたいと思っております。

それと、4番目の離婚届を取りに来られたときに、また提出に来られたときに、資料等の配布や専門的な窓口につなぐサポートが必要であるとの考えを伺うということです。

先ほど課長から、その中に答弁が含まれております。この協議離婚の際のお父さんお母さんが協議で定めるべき事項として、離婚届提出時には、未成年の子供がいる場合に面会交流の取決めをしているか、まだ決めていないチェックや、養育費の分担を取り決めているのか、または決めていないなどのチェックが、今、離婚届のですね、右の下のほうにあります。そして、やっぱり今の課長の答弁では、そのときに、いろんな養育費についての取決めについて、そしてもっとちゃんとした取決めをする場合は、公正証書等の調停証書などを作ってちゃんとする必要があるとか、そういうアドバイスもされておるんですか。

○議 長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えをいたします。

配布について、町の窓口用の封筒に啓発資料、そして離婚届のほうを入れて、住民課のほうでお渡しをしている形にしております。ですので、こちらについては、お渡しするときには直接のアドバイスというものはしていない形になっております。ただ、啓発資料、それから先ほど議員さんおっしゃられた離婚届の右端下ですか、あちらのほうに書いてあるチェックを見ていただけますと、そういう文

言が並んでおりますし、また啓発資料の中には、一番背になるんですが、そちらのほうには相談窓口であるとかその電話番号についても記載をされておるといことで、そちらで周知をさせていただいているところがございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 玖珠町の窓口において、こういった調停とか離婚に関してのいろんな知識のある方が、そこでその方にいろんな形でサポートすると、そういうことが直接では今はやっていないということによろしいですか。はい。

それで、この5番目は、支払われない養育費を確保するために裁判所に差押えの支援が必要であると、町の考えを伺うということでございます。

ここまでやっている自治体は、課長は御存じと思うんですけども、やっている自治体の町があるんです。その辺は、兵庫県が大変先進的なこのサポートをやっている県だと思いますけれども、ここまでやっぱりする必要がある、相手に伝えることができれば、その離婚したお母さんも非常に安心だということを持つてと思うんです。それで、差押えの支援までということに関して、課長はどういうふうに考えておられるんですか。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） 私の考えと言われると、ちょっと悩ましいところがございますが、先ほど御説明をいたしました法務省のモデル事業というのがあります。議員さんおっしゃられた兵庫県のとある市を含めて、このモデル事業には5つの市が手を挙げて参加をして、実態の報告を受けているところがございます。

そのモデル事業の報告にもございましたが、自治体として、特に裁判所に差押え等の支援という部分とかについて、どれだけ関与ができるのかなかなか不透明な部分がございます。個人情報やプライバシーに関する課題、先ほど議員さんおっしゃられました民事執行法の関係で、裁判所が命令をすればそれらの財産の関係の開示も可能にはなっているんですが、それも含めまして、現段階ではなかなか難しい対応というふうに考えているところがございます。

しかし、この法務省の行った事業の報告書を見てみますと、この調査の事業については、法制度の見直しを行う前提としての基盤整備という位置づけをもって調査をしているんだというふうに報告をされているところがございますので、先ほど来と同じにはなりますが、国の動向等を注視しながら、今後、対応をしていきたいというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 国の動向を見ながらということでございますけれども、できることなら早く各こういった玖珠町の自治体においてもそういうことを取り組んだほうが、私はもう絶対にいいと思っております。

6番目の本町のひとり親世帯に対する今後の支援策等の考えを伺います。

ひとり親世帯においても、児童扶養手当とかいろいろ手当がございます。そういった意味では非常に難しい問題もございます。先ほども言ったように、町として、例えばこの地方創生臨時交付金の活用の中でも、やろうと思えば、こういう事業というか、こういった支援策もできるんじゃないかと思うんですけれども、こういったひとり親世帯に対する今後の支援策等について町はどのようなふうな考えがあるか、もっともっとこれは支援をしないといけないという考えがあるのか、国の動向を見てまたやっていきたい、できるだけ支援を考えていきたいという気持ちでこれから進んでいきたいと思うんですけれども、町の考えを伺います。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えをいたします。

ひとり親世帯への支援につきましては、本年の6月に大分県が臨時給付金の支給をしているところでございます。様々な分野の方々に対する財政支援が今求められている中で、財源確保と併せて、国・県の方針に基づき、今後、対応していきたいというふうには考えております。そういう意味合いで、現段階での町独自の支援策というのは検討していないところでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） これから、特別にそういった支援策は考えていないということでもありますけれども、離婚によって、やっぱり全国の自治体はそういう事業もやっているところもございましてけれども、ひとり親家庭が不利にならないように、どうかやっぱりこれ、先ほど言ったように公正証書の作成費用とか調停調書、これらの作成費用も町が立て替えて、そして、いざというときは裁判の中でそれを差押えするぐらいの強い意志を持って、町がやっぱり臨むべきだと私は思っております。

今後、ここで決断してとかいってもなかなか難しいことでございます。皆さんが直接、保健福祉の分野ではそういう大変な方々の状況とかよく把握されて分かっていると思いますので、このひとり親家庭についても、やっぱり積極的に重点に置いていろんな形で支援ができることは支援をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、地方創生臨時交付金の活用についてでございます。

まず1番目に、地方創生臨時交付金の活用についてでございます。まず、本年度の交付金の総額は幾らか、9月補正には上がっておりますけれども、総額、そしてまた、この補正後の残額とか何かあるんでしょうか。そこら辺をちょっと分かればお示してください。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

本年度、本町に交付されます地方創生臨時交付金は2億4,497万7,000円となっております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それでは、総額は2億四千幾らということでございますけれども、その補正後の残額というものはあるのでしょうか。ここはもう全部今回いろんな事業に使われるのでしょうか、残額について。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） 現在、9月補正分を加えた充当額は2億4,084万6,000円となっております。現在、413万1,000円ほどがまだ多い状況というふうになっております。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 残が約410万幾らということでございます。

それで、この2番目の地方創生臨時交付金の活用についてでございます。まず、一番初めに書いてある6つに分けて、一つ一つ何々の支援について何うということにしておりますけれども、まず、生活困窮者の支援についてでございます。

この生活困窮者に対する支援は、今回の臨時交付金を見ますと、社会福祉施設に対する電気代とかそういったものが主な内容になっておりますけれども、そういう中で、今回はもうそういった電気代とかいろんな、後から出てきますけれども、農林水産業の支援とかが出てくるわけでございますけれども、生活が大変な方に対する支援の活用について考え、この補正に上げるときに、活用、大変な方に対する支援をこの交付金を使ってやろうとか、また、電気代の補助とか、また水道代の補助とかそういうことに関しては、議論が行われたのでしょうか。そういった活用について、そこら辺も議論されたのでしょうか。

○議長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） それでは、御質問にお答えいたします。

生活困窮者への支援につきましては、地方創生臨時交付金を財源とした支援ではございませんが、国の交付金による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給を行っております。このため、地方創生臨時交付金を財源とした個別の支援等は検討してはございませんが、現在、玖珠町社会福祉協議会と連携して生活困窮者自立支援事業を行っております。具体的には、フードバンク事業による食料提供、生活福祉資金貸付け等などがあり、関係する機関との重層的な支援を行えるよう必要に応じて個別のケース検討会議を開催するなど、支援対策を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 子育て世帯の臨時給付金事業に対しては、これはちゃんと分かっております。そういう中で、さっきの質問をしたわけでございますけれども、2番目の子育て世帯への支援ということでございます。

給食費等について何うということでもあります。

学校給食の材料費高騰額を7月から補助しているということは6月議会で決まったわけでございますけれども、これとは別に、今後の臨時交付金を活用した子育て世帯への支援策について考えは何か

ございますか。

まず、私が考えるところではありますけれども、多子世帯というのは非常に大変です。子供さんが2人、3人とかおる中の御家庭というのは非常に大変なわけでございますけれども、そこで、学校給食の免除、多子世帯に対しても、例えば2人目は半額とか3人目は全額とか、そして、そういった減免を行うという、そういう必要も私は必要ではないかと、そういうふうを考えております。そこら辺のお考えは今回の支援について、学校給食等について、これはなかったわけですね。ありませんでしたけれども、これはこれとして、今後、そういった支援は、学校給食の免除とか減免を行うということも必要でないかと私はそういうふうと考えておりますけれども、執行部はどういうふうを考えて、この質問に対して答えていただきたいと思います。

○議 長（大野元秀君） 高倉給食センター所長。

○給食センター所長（高倉 徹君） 学校給食費についてお答えいたします。

本年6月議会にて議決いただきました物価高騰対応の臨時交付金を活用して、7月より実施しているところでございます。現在は、学校給食の交付額の総額は211万3,000円となり、園児・児童・生徒1人当たり年間2,000円程度の補助額となっております。今、議員さんから質問がありました減免とそれ以外に考えられているかというところですが、今のところ1人当たり2,000円、これで実施していくというところでございます。

○議 長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今回の9月補正でもうこれ一応決まって出されたことでありますので、今後そういった臨時交付金がまた交付される場合は、ここら辺も十分考慮してやっていただきたいなと思っております。

3番目の公共料金等の支援についてでございます。

子育て世帯とか生活の困窮者、高齢者世帯、障害者世帯などの水道代、電気代の補助などの支援策を実施することも重要であると私は考えておりますけれども、この点について、今後になりますけれども、町の考えをお聞かせください。

○議 長（大野元秀君） 白木福祉保険課長。

○福祉保険課長（白木寛章君） それでは、お答えいたします。

現在、地方創生臨時交付金を活用した住民向けの公共料金等の支援は行っておりません。ただし、保育、障害福祉、高齢者施設等に対しては、電気代の高騰分に対する助成を県が実施する予定であるため、本町もその費用を一部負担するための予算を今議会に補正予算として上程させていただいております。これにより、各施設を利用されている方の負担軽減につなげているところでございます。

なお、地方創生臨時交付金の活用対象や財源枠が限られておりますので、生活困窮世帯などの公共料金等の支援は難しいものと考えておりますが、国や県の方針、また財源確保が示されれば、検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） この臨時交付金の活用というのは、国、燃料費とか今回飼料の高騰分とか、それが最重度になっていますけれども、あとは、またその交付金が県でどれを重点的にやっていくかというのは、また県の方針で決まっておるわけですか、今回の。

○議長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） お答えいたします。

先ほどお答えいたしました各社会福祉施設の電気代高騰分に対する助成につきましては、県が実施主体となって方針を決め、各市町村に一部負担をできないかという声かけがあったという流れでございます。ただし、地方創生臨時交付金の活用そのものにつきましては、交付を受ける各市町村自治体が決定していると思います。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） それは、課長が言われたように、臨時交付金の件は各市町村が主体となって何に使うかというのを決められるということですね。今後とも、こういうときでございますので、先ほど言ったように、例えば大変な家庭の中におられる方とか、そういう方へのいろんなことでその臨時交付金が支給、利用できるような、ここにやっぱり重点を置いて行っていただきたいなと思っております。

続きまして、農林水産業の支援でございます。

ここには一応農林水産業についてもいろいろ説明がございます。例えば酪農の補助金の金額について、令和4年4月から令和4年9月までの配合飼料について補助するというようになっておりますけれども、その後の補助についてはどうのお考えがあるのか。その次、または国からの臨時交付金が支給される予定で、それにまたこういった酪農関係の配合飼料の補助に使われるのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） お答えを申し上げます。

まず、今、農林課のほうで地方創生臨時交付金につきましては、6月議会の補正のほうで承諾をいただきました新型コロナウイルス感染症中小企業・小規模事業者等原油価格・物価高騰対策支援給付金事業で、肥料とか配合飼料、資材、燃油、そういった部分を一定の条件を設けまして、今、給付金を支給しておるところでございます。

やはり今、酪農というような形の例が出ましたけれども、町のほうに畜産関係者の方々から要望が出ております。非常にやっぱり飼料とかの高騰とかの関係で、非常に経営とかが厳しいので何とか支援をいただけないやろうかというような要望、また、シイタケの関係の方々、そういったところからも出ておったところでございます。

それを踏まえて、今回9月の補正では、臨時交付金を今活用するようにはなっておりません。町の

単独事業で支援をしていきたいということで、今、畜産物価高騰対策事業補助金というのと、もう一個、農業資材の高騰対策の支援補助金、この2本立てを今回上程をさせていただいております。また詳しいことについては、また予算委員会とかでお話をしたいというふうに思っておりますけれども、そういったところで、今の現状は対応していきたいというふうに思っておりますし、また今後、国の肥料に対しての対策事業も創設をされておるようでございますし、国のほうからもまたお金が来る可能性もあるようでございますので、国・県のそういった対策にも注視しながら、また必要とあればまた検討していきたいというふうには考えております。

今のところは、今回補正で上程しております事業で何とか、少しでございますけれども、助成を行っていききたい、支援を行っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 特に酪農組合から出された要望書、これ私も読んで、もちろん酪農をやっている方からお話を聞いたんですけども、非常に厳しい、経営を継続するために必要な、ここに酪農の要望書の中にある後継費ですね、乳牛は子を産んでそれを育てるその費用がかなりかかるということ、その飼料が物すごく要るということで、その後継牛の飼料が、また一面では大きく経営を圧迫する一因となっているという、これが今回の酪農組合からの要望でありますので、こちら辺も踏まえて、本当に酪農がなくなったら牛乳は飲めないし、お金を出せばどこでも入るんやといいますけれども、今は世界の状況というのはそういうことではないし、世界の干ばつとか農産物が非常に大きな被害を受けている中で、やっぱり農業とか全体の酪農とかこういうことに対しては、もうやっぱり積極的にこれから、町もやっておられると思うんですけども、やっぱり力を入れて、これが酪農をやめるような人がないように、いろんな手だてで、いろんな形でできる支援を行っていただきたいなと思うんですけども、そこら辺のことはどうでしょうか。

○議 長（大野元秀君） 藤原農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） 先ほどの畜産物価高騰対策事業の中にも酪農家の方も含まれておりますので、町のほうとしては、その事業の中でできる部分の助成を行っていききたいと思っております。また、農業新聞を見ますと、今、酪農の関係も国のほうが今検討をされておるようでございますので、そういったところもちょっと注視をしながら、検討を今後必要な場合は考えていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 11番 秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 酪農関係にしたら、私も何かそういう国のほうに要望を出したりいろいろやっておられる、厳しいということですね、酪農。それは私も承知しておりますけれども、ぜひとも、今、酪農家は3軒と聞いています、3軒しかない、私が議会に入ったときは12か13軒あったんですけどもね。それを今聞いてびっくりしました。3軒しかない。ですから、こういった酪農に対しての

支援も積極的にお願いしたい。今後、よろしくお願いしたいと思っております。町長からありませんか、そういった、いや、全体的に農林水産業の支援について。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、皆さん御存じのとおり、最初はコロナ感染防止対策にいろいろなアイデアを出して自治体で考えて使っていこうということでしたが、昨今は、社会情勢の変化とか物価上昇に対して地方創生臨時交付金を活用してやりなさいというメニューが具体的に示されております。その中で、今、畜産も含めて9月補正に計上させていただいたんですが、唯一肥料については、今、担当課長が言いましたように、国がまた新たな助成制度を出すという情報が入っておりますので、それを見てということにしておりますので、その部分はまた財源等々セットになると思いますが、臨時議会でもお願いをしながら、早めにまた対策を打たせていただきたいと思っております。

様々な分野で助成をしなければいけないということは十分分かっておりますので、時期相応、そしてまた国の動向、県の動向等も見ながら御支援を申し上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 今後ともよろしくお願いいいたします。

時間もありませんので、3番目の男性用個室トイレへのサンタリーボックスの設置について伺いますということでございます。

前立腺がんや膀胱がんの患者らが使用済みの紙おむつ、尿漏れパッドを捨てるサンタリーボックスを男性トイレに設置をする動きが、今、各自治体で広がっております。公共施設などにも広がっております。国立がんセンターが2018年にまとめた統計によりますと、前立腺がんと診断された男性は2018年約9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人に上ります。これらのがんは、手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなります。このために、手術を受けた男性は尿漏れパッドを着用する人が多くいます。

しかし、各自治体において公共施設などに男性用トイレのサンタリーボックス設置が進んでおりません。紙おむつや尿漏れパッドを捨てる場所がないために、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰らざるを得ない人が数多くおられる状況でございます。

そこで、前立腺や膀胱がんの患者の数が増加傾向にあることを踏まえて、尿漏れパッドを着用している人が気兼ねなく外出できるように、尿漏れパッド等を捨てるサンタリーボックスを男性用個室トイレへの設置を進めていただきたい。また、この際に、民間の各施設、大型店などにも、商業施設などにもサンタリーボックスの配布を進めていただきたいという、この大きな質問でございます。

1番、2番、3番あります。時間があまりありませんので、まとめて答弁していただければ結構です。

それで、まず第1に、公共施設男性用個室トイレへのサンタリーボックスの設置状況について伺う。

2番目の公共施設の男性用トイレにもサンタリーボックスを設置していただきたい。各道の駅とか自治公民館とか各施設、町の施設にも運動公園とか、このボックスを設置していただきたい。

そしてまた、3番目に、町民が利用する民間施設、大型店等にも、この問題に取り組むべきであります。町が積極的にこういった民間の施設にも設置をお願いしていく、こういう取組をぜひともやっていただきたいと思います。

そこで、その3つの質問に対して答弁をお願いいたします。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） （1）については、私のほうから答えてさせていただきます。庁舎の管理を担当していますので、総務課から答弁いたします。あわせて、その他の公共施設につきましてもお答えいたします。

役場庁舎の男性トイレにつきましてはサンタリーボックスを設置しておりますが、使用済みの衛生用品を捨てられるサイズではございません。社会教育施設におきましては、メルサンホール、B&G海洋センター、総合運動公園、メルヘンの森スポーツ公園ホッケー場については設置をしております。また、過去においても調べましたが、設置した経過はないようです。その他、道の駅等公の施設等につきましても、現在のところ設置はされておられません。

今後の設置についてですが、サンタリーボックスは使用済みの生理用品等を廃棄する目的でトイレに設置されているごみ箱で、生理用品を使用しない男性にはまだまだ認知度が低いと思われます。しかしながら、近年需要が上昇している理由は、男性を中心に前立腺がんや膀胱がんになる方が増加している中で、急な用便の対策にそういう生理用品を使用している方も多くなったことから、男性用トイレでサンタリーボックスを設置する傾向にあると聞いております。

また、災害対策時の衛生管理や、いわゆるみんなのトイレの設置に見られます様々な方への配慮など、自らの尊厳を保ちながら安心して生活できる社会を構築することが重要とされております。このため、公共施設へのサンタリーボックスの設置は、サイズも考慮したボックスに変更、また新たに設置したいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） 私のほうからは、町民の方が利用する民間施設の部分について回答をさせていただきたいと思います。

先ほど総務課長が回答いたしましたように、公共施設の男性用の個室トイレには、サンタリーボックスを設置する動きがかなり全国的に進んできているということは承知をしているところでございます。

ただ、大型店舗などの民間の施設におきましては、一部の大型量販店等では設置をしていますというふうな啓発もしているところでございますが、内容としまして、利用者への周知であるとか、それから汚物処理やその経費、そして設置スペースの問題など、たくさん課題があるというふうにお聞き

をしております。様々な動向を注視しながら、民間への波及、啓発を考えていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君。

○11番（秦 時雄君） 取組をよろしくをお願いします。

例えばメルサンホールにしても、男性用のトイレ、個室トイレというのは7つあります。だから、ある1か所にサンタリーボックス設置とか、何か分かりやすいあれを貼って、それは全部じゃなくてそういう設置の仕方もあると思うんです。だから、玖珠町内に来方じゃなくしても、あちこちから集まってくる方が、いろんなやっぱりそういったことで大変苦労している方がおりますので、そこら辺も考慮して設置をするということでございますので、今後ともよろしくをお願いします。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（大野元秀君） 11番秦 時雄君の質問を終わります。

ここで、ちょっと私のほうから秦議員に注意をしたいと思うんですけれども、通告内容の中2点ほど時間のないことで飛ばしました。執行部に通告しています。また、傍聴者の方もそれを聞きにいらっしゃる方もいらっしゃると思います。

それともう一点、一問一答方式にての議会運営になっておりますので、時間配分を十分に考慮した上に、次回より質問のほうよろしくお願ひいたします。

以上であります。

次の質問者は、4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番細井良則です。

台風11号が通過して、被害があまりなかったなど安堵していましたが、また、台風12号が発生しました。11号同様ゆっくりとしたスピードで沖縄に接近しつつあります。日本では台風を数字で呼びますが、国際的には名前があるようで、ちなみに11号はヒンナムノー、12号はムイファーだそうです。名前の決定は、日本を含む14か国が140のリストの中から決定しているというふうになっておりました。加盟国や140のリストを知りたい方は、御自分でググっていただきたいなというふうに思います。

それでは、議長のお許しをいただき、通告に基づき一問一答方式で質問をさせていただきます。

最初の質問は、就学前教育の充実についてです。

平成31年3月に策定された玖珠町幼児教育振興プログラムに基づき、どの園に通っても同様の教育が受けられるよう、本年4月に就学前教育と義務教育の「虹いろの架け橋」協議会が設置され、本年の秋までに幼児教育振興プログラムをどう進めるのかについて、各こども園、公立幼稚園、小学校の現状や課題を共通理解した上で、それぞれの接続カリキュラムの策定に向けて進めていきたいという答弁を令和4年3月議会でされましたが、現在までの進捗状況について伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

この協議会につきましては、細井議員ほか、3月議会でも同様の質問がございましたが、昨年末に

幼児教育振興プログラムを具現化し、各園における幼児教育の充実を図るため、教育政策課と子育て健康支援課を事務局として、元校長など学識経験者、幼稚園・こども園・小学校の教育関係者、保護者代表、さらには大分県幼児教育センター指導主事を含む15人のメンバーで構成された就学前教育と義務教育の「虹いろの架け橋」協議会を設置したことは、回答させていただいております。

コロナ禍の中でなかなか開催ができておりませんでした。本年度に入りまして毎月1回のペースで会議を開きながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりに、5歳児から小学校1年生の2年間をかけ橋期として一体的に捉え、官民協働で就学前教育と義務教育の円滑な接続に向けた議論を中心に会議を進めてまいりました。

かけ橋期には、就学前の幼児が小学校の生活や学習へスムーズに適応できるようにするこども園、幼稚園側のアプローチカリキュラム、それから、幼児期の育ちや学びを踏まえて学校教育を行う小学校側のスタートカリキュラムというものがありますが、その双方を包括的に捉え、幼児期と児童期をつなぐことが非常に大切であるというふうに言われております。

また、近年では、官民連携した取組の中で、教員同士の意見交換や、幼稚園、保育園、小学校の交流は進んではいますが、幼児教育がいわゆる早期教育や小学校教育の前倒しというふうに誤解をされたり、遊びを通じて自主性を学ぶ教育の在り方が社会に十分理解されていないなどの指摘もございます。そのため、教育施設と家庭、地域が連携して子供を育てる社会に開かれた教育課程の構築が重要視されております。

そこで、本協議会としましては、大分県幼児教育センターのスーパーバイザーの支援をいただきながら、官民協働の意識に立ちまして、5歳児から小学校1年生までのかけ橋期をつなぐプログラムの編成に向け、現在、進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 今、答弁をいただきました。

その中で、各こども園でそれぞれ教育に対する基本的な方向性や保育指針が違うと思いますが、アプローチカリキュラム策定で本協議会の中で認識の統一ができたのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

まず、4月25日、第2回協議会では、教育長より今後の就学前児童に対する幼児教育の在り方という課題に対して諮問を行いました。これまでの議論を踏まえて、9月3日には答申を受けております。

それから、共通の認識という視点につきましては、4月25日の答申もありますが、本協議会では、各園の教育方針やその特性を尊重しながらも、玖珠町幼児教育振興プログラムの基本方針に沿って、童話の里ならではの幼児教育の振興と幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を手がかりに、就学前教育における目指す子供の姿、生活学習基盤を全ての5歳児に保障するための方策、各園において就学前教育を着実に推進するための体制整備、保護者や地域の教育力を引き出すための方策と保育人材の

資質の向上、最後に、その他就学前教育の資質向上及び義務教育と円滑な接続を図る上で必要な事項を共通の審議事項としまして議論をしてまいりました。そのため、それぞれの各園の認識の統一は図られているというふうに判断しております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 認識の統一ができているということで、安心をしているところです。やはり振興プログラムを進めていく上で、どこの園に行っても同じ教育が受けられるということが第一前提だと思いますので、これからもやっていただきたいと思います。

そこで、委員の任期が1年となっておりますが、来年度以降も本協議会を継続する考えがあるのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） 先月の委員会の中でも、各園の代表の方にもその旨の説明はいたしました。教育長に答申をいただきましたが、引き続き協議会での議論は必要であるというふうな認識を持っておりますので、具体的な協議会での作業の内容、それについては今後詰めていきますが、基本的には、残した上で議論をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） よく分かりました。

いろんな考えがあるだろうし、やっぱり1年で終わるとするのは非常に厳しい状況だと思いますので、引き続き本協議会でよりよいものができるようお願いをしておきます。

協議会の検討内容を踏まえて、幼児期が終わるまでに育ってほしい10の姿に基づいた今後の就学前教育の方向性について、教育長にお伺いをします。

○議長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） お答えいたします。

先ほど政策課長のほうから答申をいただきました。その答申に基づきまして、具体的な具現化をこれから教育委員会で検討してまいりたいと思っています。その中で一番大事なことは、地域や家庭環境にとらわれず、全ての就学前教育が格差なく行われることが大事ということです。具体的に、そのためには家庭、地域、各園、そして行政が一つになって連携しながらやっていかなければならないと思います。そこで、6つのポイントが、その中であると思います、今後やっていく中で。

6点あるんですが、1つ目、小学校教育と円滑な接続の推進。2点目が、特別な配慮を要する幼児への支援。3点目が、幼児教育を担う人材の確保と研修等の専門的資質の向上というところです。そして4点目が、家庭、地域における幼児教育の支援ということで、これは相談とか悩み相談とか、そういう相談体制も必要かと思っています。それにあとは、関係機関の相互の連携。例えば福祉とか教育とか、そういう相互の連携が必要かと思っています。これを首長部局と密な連携を取りながら、教育委員会、

また福祉等関係機関と、また民間の各園と連携しながらやっていきたいと考えています。よろしくお願ひします。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 6つの方向性の中でそれぞれやっていただけるというふうにしております。やっぱり行政と各こども園、それから公立幼稚園が協力をして、共に玖珠町の幼児教育振興プログラムが達成するために頑張っていたきたいと思います。

そこで、接続カリキュラムをスムーズに進めていく上で、マネジメントをする立場として教育委員会と公立の森幼稚園が重要な役割を果たすと思いますが、今後、各こども園に対する支援体制はどのようなになっているか、伺います。

○議 長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 以上、先ほど申し上げました内容と、これの充実、支援体制ということで、これを実現、支援していくには、どこかキーになるところ、または答申の中でありました各園が共通の目的を持つとか、共通認識をするとか、もう少し情報を下さいとかいって情報の共有、それと、私立公立と一体的に推進するためには、ある程度そこを掌握するというか、リードするセンター的な機関が必要かなと考えております。

だから、例えば幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成、既にアドバイザーの育成をやっているんですが、県からもアドバイザーとしてスーパーアドバイザーの支援をいただいている、その充実を図りながら、推進体制を構築しながら、持続可能なものとして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 今、答弁の中にありました教育支援センターという部分がありましたが、その内容がどういうものなのか、お伺ひします。

○議 長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 今までは各園が、民間園と公立園がありますけれども、それぞれ園で私どもが研修等を今までやってきましたけれども、ある程度、国の施策、また県の施策、また方向性等を私どもで整理しながら、それと共有するというだけじゃなくて、研修を充実することが今から大事と思います。なかなか個々の園では職員の研修が充実できないということがあります。

それともう一つ、今、人材を、指導者が見つからないというか、先生方がなかなか確保できない、これは小学校とか中学校もそうなんです、厳しいところがありますので、やっぱり内容の充実をするために玖珠町として一貫して、小学校に上がる時は同じ目指す姿といいますか、5歳、就学前で同じ姿を持って小学校に入学していただくということが大事かというふうに思っています。そういうのをまとめる機関としてということでもあります。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 玖珠町でまとめてやっていただくということは非常にいいことだと思います。設置の時期等も考えられておられると思いますが、早急にやっていただければうれしいなというふうに思います。

そこで、もう前回も質問をさせていただきました幼稚園での預かり保育について、保護者とのミスマッチの部分があり、今後、協議会で協議するとの答弁がありましたが、本協議会の中で協議した結果、幼稚園の預かり保育についてはどういうふうになったのか、お伺いします。

○議 長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

平成28年に子ども・子育て支援制度による認定こども園制度がスタートして以降、町立幼稚園の園児は年々減少傾向にありまして、近年は10人未満まで激減しております。その要因の一つに、保護者ニーズとのミスマッチという指摘もございます。また、就学前教育の質の向上に対する取組の中で、公立幼稚園の役割というものも十分認識しておりますが、具体的な解決までには至っておりません。先ほど申しました答申の中には、預かり保育につきましては、町内の幼児教育施設に配慮しつつ、試行的実施も含めて検討するようという答申を受けております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 先ほども言いましたけれども、こども園を一緒に取り組む中で、マネジメント、要は公立幼稚園の先生方が情報の共有をしながら、また、学校教育である部分を御支援するというような中で、やっぱり就学前教育の中で必要なことだと思うんですよ。今後、就学の児童が減少することも考えられます。森幼稚園の存続をするためには、やっぱり預かり保育というのが必要な事業と考えます。園がなくなってしまったらそういう部分ができない部分もあるんで、考えていただきたいと思います。

各認定こども園とのバランスや、あと費用対効果も考えたときになかなか踏み切れない部分も重々分かりますが、しかし、前向きな検討ができないか、もう一度お伺いします。

○議 長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

先ほどの教育長の答弁と重複いたしますが、就学前教育の在り方を協議する上で最も重要なことは、いかに官民が連携をいたしまして玖珠の子供たちの就学前教育を充実させるかということになるかと考えております。教育長が申しましたとおり、総合的な視点で幼児教育の施策を考えるため、選択肢の一つとして公立幼稚園、いわゆる森幼稚園の預かり保育の在り方につきましては、町長部局と十分協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 同じ答弁になるんだろうなと思っていましたが、やっぱりそうでした。

就学前教育の充実というのは、関係機関との連携と、あと家庭との連携が必要不可欠と思います。どうか子供たちの夢と希望がかなうように、就学前教育と義務教育の「虹いろの架け橋」協議会の皆さんが互いに力を合わせて協力をしていただき、すばらしい接続カリキュラムができることを願っております。

次の質問は、働き方改革についてです。

職員の働く意欲と能力を最大限に発揮させるためには、職員の健康が保持されて、家族、友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間が持てることが必要と思います。当町において豪雨災害、大雨災害の復旧事業やコロナ感染症対策事業など、対応が多様化する中、職員の健康を害するような長時間労働がないのか、希望する職員に年次有給休暇が取得できる環境にあるのか、1日の大半を過ごす職場において対人関係や業務の多様化でストレスがたまっている職員がいないのか心配するところです。町民の方から役場がちょっと暗いとか、職員が元気がないなという声が寄せられております。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

初めに、時間外休日労働の時間が長くなると健康障害のリスクが高くなると言われていますが、職員の残業の状況について伺います。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 職員の残業の状況について、直近3年間の状況をお答えいたします。

令和3年度の時間外勤務時間数は1万9,548.1時間、1人当たりでは106.8時間、月に計算しますと約8.9時間。令和2年度は2万926.7時間、1人当たりでは113.1時間、月当たり約9.4時間。令和元年度は1万7,976.3時間、1人当たりでは96.1時間、月約8時間となっております。

また、時間外勤務が多かった職員の時間数は、令和3年度497.5時間、月で約41.5時間。令和2年度が764.5時間、月約63.7時間、令和元年度526.5時間、月で計算しますと約43.9時間となっております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 残業時間が長い職員がおられるということで、長時間労働をしない働き方をどのように見直していくのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） 職員の健康管理などに取り組む衛生委員会の委員長であることから、私からお答えをさせていただきます。

職員の長時間勤務の是正については重要な課題であると認識しております。令和2年度は7月豪雨災害の対応、令和3年度は新型コロナワクチン接種関連の対応と臨時的かつ膨大な業務が発生したことが、令和元年度と比較して年間の時間外勤務が増加した主な要因であると把握しております。

まずは、管理職などによる勤務時間の適正管理や事務処理のデジタル化、業務の外部委託を進めるなど、公務能率の向上を図るとともに、恒常的に時間外勤務が多い部署については、職員数の配分を増やすことや、災害時の避難者対応やコロナワクチンの集団接種対応のように担当課以外にも分担可能な業務は全庁でローテーションを組むなど、できるだけ特定の職員に業務負担がかからないよう努めています。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ただいま副町長から答弁をいただいた中で、多忙な部署については増員をしたりとかというような考えを述べていただきましたけれども、それが本当に可能になるのかということところが重要ではないかなというふうに思いますので、今後とも、取組、見直しをやっていただきたいと思えます。

次に、ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方が、健康状態、精神状態、仕事への意欲や効率を上げると言われていますが、職員の年次有給休暇の取得の状況について伺います。

○議 長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 職員の年次有給休暇につきましては、1月から12月の暦年で付与することとされておりまして、直近3か年の状況については、1人当たり平均取得日数は令和3年9.32日、令和2年9.56日、平成31年9.6日と、若干の減少傾向にあります。少し長いスパンで見ますと、10年前の平成23年は8.37日、5年前の平成28年は9.03日と、平均取得日数は増加傾向にあります。

また、玖珠町が定めています玖珠町特定事業主行動計画では、仕事と子育ての両立支援の項目において年次有給休暇の取得目標を10日以上と定めております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 1人当たり9.何日ということであると、ちょっと取得率が低いのかなというふうに考えられます。国の目標では取得率70%以上というような数字もありました。どうか有給休暇を取っていただける環境づくりが必要かなというふうに思います。有給休暇はやっぱり職員に与えられた権利だと思います。年次休暇を計画的に取得できるような職場環境、業務体制の見直しが急務と考えますが、副町長の見解を伺います。

○議 長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） 有給休暇の取得について、令和2年、令和3年が、平成31年つまり令和元年と比較して減少していることは、時間外勤務時間数の増加、つまり業務の多忙化と連動していると考えています。時間外勤務の削減でお答えした取組と併せて、管理職による声かけや業務の課内・班内での総合応援体制づくり、休暇計画表の作成やスケジュール表への休暇の入力とその情報の職員間の共有など、休暇を取りやすい環境づくりに努め、職員一人一人が、まずは玖珠町の計画で上げている取得目標である年間10日以上をクリアできるよう、計画的な取得の促進に努力してまいります。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 本当に職員が心身ともに健康な状態、リフレッシュできるような取得ができる環境づくりを本当に取り組んでいただきたいと思います。なかなか職員御本人からすれば、周りに迷惑をかけるとかそういった部分で、取りたいけれどもというような部分があるんじゃないかなというふうに思いますので、本当に副町長が音頭を取っていただいて、休暇が取りやすい環境づくりをよろしく願いをいたします。

次に、職場内の人間関係や業務量の増加、異動による業務内容や職場環境の変化などにより、メンタルの不調が原因と思われ、休んでいる職員の状況について伺います。

○議 長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 病気休職の状況についてお答えいたします。

職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務をようしないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得でき、その期間は90日を超えない期間とされております。また、心身の故障のため90日を超える休養を要する場合には病気休職となります。

議員御質問の心身の故障による休職者の状況についての回答は、当該職員の負担とならないように配慮させていただき、心身の故障のため休職等した職員数の回答につきましては、平成31年度から平成3年度の3年間の人数とさせていただきますと思います。その回答としまして、3年間のうち病気休暇の取得者は9名、うち休職者は3名となっております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 本当に職員の方がメンタルが不調になって休んでおられた方がおられたという事で、いろんな原因があるのかなと思いますが、やっぱり職場の中で業務多忙、また慣れない業務によるストレスからということを見ると、非常に大変な思いをされているのかなというふうに思います。

職員が心身ともに健康な状態で勤務できるよう環境を整えることは、任命権者である町長に課せられた重要な責務と思いますが、復職に向けて相談窓口など復職に向けた取組について、町長に伺います。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

私も職員の皆さんと一緒に仕事をさせてもらっている中で、職員労働組合との交渉も時々ございますけれども、これはもうリップサービスではなく、私から、職員の皆さんは私はもう家族と一緒に思っていると、一緒になってまちづくりを進めていきたいと思いますということを常々申し上げているところでございますが、残念ながら心身のトラブル等によりまして職員が休暇を取得する場合、仕事の量とか困難度、また人間関係や家庭環境など様々な要因が重なっていること、また個人差もござ

いますけれども、そういった状況の中で、必ずしも画一的、同一的なマニュアルによって対応できるものではないというふうに認識をしているところでございます。

そのため、休暇等の復職に当たっては、御本人の体調を最優先にしながら主治医の方々の意見も賜り、勤務時間や業務の負担の考慮、また上司や同僚職員、御家族等の御協力を含めた対応が必要とされております。人事や衛生管理委員会を所管する総務課におきまして、関係者の調整を行い、復職前の慣らし勤務を取り入れるなど、当該者に対応できる復帰に向けたプログラムで対処をしているところでございます。あくまで御本人の健康状態を最優先しつつも、貴重な職員、人力でありますので、安心して職場復帰ができるように組織的にサポートできる仕組みが大切と思っておりますので、そういったプログラムを十分活用しながら対応していく仕組みを整えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） ただいまの町長の答弁の中で、家族という言葉が出てきました。町長がお父さんで、副町長が母さんで、総務課長がお父さんでというような中で、本当に心身ともに健康で仕事ができるようにやっていただきたいというふうに思います。やっぱり相談できる環境が必要じゃないかなというふうに思いますので、各担当課の課長さんがしっかり職員の顔色を見ていただいて、ちょっと疲れているかなという場合には声かけをしていただくなどやっていただきたいというふうに思います。

やっぱり職員が心身ともに健康で能力をいかんなく発揮することは、住民サービスの向上にもつながります。今後も、メンタルの不調の発生予防や早期復職に向けた取組を充実させていただきたいというふうに思います。

次に、業務の見直しや時間外勤務の縮減、業務多忙の部署への応援体制の拡充、業務量に応じた人員の配置など、職員の負担軽減に向けた取組について副町長に伺います。

○議 長（大野元秀君） 秋吉副町長。

○副町長（秋吉一徳君） 限られた人材で住民の様々なニーズに対応し、玖珠町の振興、発展を図っていくためには、職員が健康で意欲ややりがいを持って働くことができるよう、時間外勤務の削減や有給休暇の取得促進でお答えした取組など、職員の負担軽減につながる業務の効率化を進めることが重要です。

加えて、ICTが今後の働き方改革を進める上でも有効なツールであると考えます。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、ICTを活用することで、例えば自宅での業務を可能とするテレワークや、遠隔地の拠点と結び会議や打合せなどを行うウェブ会議などを行うことができ、移動時間等の削減につながる効果も見込まれます。これまでの業務の進め方を不断に見直すことにより、多様で柔軟な働き方の推進にも取りかかっているところです。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 今、答弁をいただいて、ICT化、それでかなり負担が軽減されるという部分もお聞きしましたが、なかなかICT化に向けて取り組んでおられますが、これには時間がかかります。また、デジタル化、ペーパーレス化ということもやられております。しかしながら、公的な申請等をやる中でデジタル化が進んだ部分もありますが、ペーパーと両方でやる部分については、職員の負担軽減になるはずが、今、逆に負担の増加になっているという現実もあります。そこをどのように考えていくのかというところをしっかりとやっていただければなというふうに考えます。

本当に職員の負担になっているんじゃないかなというふうに思います。職員の心の声で、もう仕事ばかりでやってられんよというような声が聞こえてくるような気がしますので、どうかしっかりとした取組をやっていただきたいというふうに思います。

次に、昨年の9月議会の中で、職場内で異動した場合、引継ぎに重要な引継ぎ書の作成を全職員に指示しているという答弁がありましたが、業務の引継ぎ書がしっかり作成されているのか、伺います。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 事務引継ぎ書につきましては、服務規則にその作成が定められており、例年、異動に合わせて3月末に当該職員が作成し、後任者または当該所属の長に引き継ぐこととされております。また、令和3年度に事務引継ぎ書の在り方について見直しを行い、令和4年3月に、1年間をかけた新たな様式での事務引継ぎ書の作成を行うよう指示を出しているところであります。

その内容は、後任にとって分かりやすい資料を作成するため、7つの様式を定めております。特に次年度の事業計画や業務内容説明に加え、関係者名簿や各種システムのユーザー情報などについても作成することとしております。令和4年度末に向け、1年間の期間で、現在使用している事務引継ぎ書を見直し、内容を吟味しながら各自の事務の見直しやスムーズな事務引継ぎに向けて活用していくことを想定しております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 先ほど総務課長のほうが言われましたけれども、玖珠町の職員服務規則の第13条に事務の引継ぎというものがありました。その中で、休職、退職または職員の異動があったときは3日以内にその担当する事務後任者、または所属する係の長に引き継がなければならないというふうになっています。事務の引継ぎをうまく行うには、やっぱり業務の引継ぎ書が必要だと思います。

その中で、若手職員や新規採用職員については、業務の引継ぎ書が業務を行う上で重要なアイテムになると考えますので、各部署においてしっかりと作成の指導を行っていただき、できているのかどうか確認をしていただきたいと思います。また、業務のマニュアル化を進めているというふうに言われておりますので、どうかマニュアル化もやっていただいて、その職員がいなくても業務ができるような体制づくりをしっかりとつくってください。よろしく願いいたします。

次の質問は、玖珠美山高校の支援についてです。

8月31日の大分合同新聞の記事に、中学生を対象にしたオープンキャンパスが玖珠美山高校であり、

町内外から12中学、生徒・保護者約200名が参加したとあり、高校生が学校や部活動の紹介、中学生は事前に選択した9科目15講座に分かれて体験授業を受けたとあります。そこで、このえ緑陽中学校の生徒が、地元の学校に興味がある、自分でも少し学校について調べたいというコメントがありました。生徒の募集につながるとてもよい取組をされていると思いました。

そこで、平成27年に玖珠農業高校と森高校が統合して玖珠美山高校が開校しました。町内で唯一の高校の魅力アップの一環として行政として支援をしてきたと思いますが、現在行っている玖珠美山高校への支援事業について伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

玖珠町が現在行っております美山高校への支援事業につきましては、特徴的なものとして大きく4つございまして、まず1点目、公営塾玖珠志学塾の運営約3,600万円、2点目、郡外から通う下宿生の支援補助金約144万円、3点目、部活動に対する支援70万円、4点目、海外ホームステイ支援150万円となっております。

また、これ以外に九重町と組織しております美山高校振興協議会がございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） それぞれ支援事業を行っていますが、開校以来入学者の定員割れが続いている現状です。開校時には定員40名、それが35名になり、現在は30名、しかしながら、定員が割れ続けているという状況で学校を存続するために、新たな事業支援を検討するなど玖珠美山高校の魅力アップが必要じゃないかなと考えますが、これについてどうか伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

現時点におきまして、これ以上の新たな支援事業は予定をしておりますが、九重町と組織しております美山高校振興協議会の中でしっかり議論してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） 次に、支援事業の中でございました部活動の支援事業の内容と状況について伺います。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

部活動の支援につきましては、高校より、対外試合等の遠征に係る車両等に要する経費として補助金交付申請が上がっておりますが、本来は学校側や保護者が負担すべき内容もございますので、見直しを検討しているところでございます。

また一方で、文部科学省が外部指導者の導入を制度化する動きもありますので、学校側と情報交換

を進める中で、可能な財政支援は行いたいと考えております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 対外試合の遠征費、それから部外指導者の通勤費、そういった部分あると思いますけれども、コロナの影響で部活動の遠征ができないとかそういう場合に事業の残金があるのではないかなというところで、その残金でボールなどの備品購入経費に充てられないかなというふうに思うんですが、検討できないか、その辺について検討していただきたいなというふうに思います。本当はここは答弁をいただきたかったんですけども、ちょっと時間が差し迫っておりますので、検討していただきたいなということで要望とさせていただきますと思います。

次に、美山高校の魅力アップの公営塾について、現状はどうかお伺いします。

○議 長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、現在の状況についてお伝えいたします。

まず、公営塾玖珠志学塾の状況につきましては、9月1日現在の利用者登録につきましては、1年生が36名、2年生が54名、3年生41名、合計で131名となっております。内訳は、普通科が126名、地域産業課5名となっている状況です。

教育に係る学力向上対策の一環でございますので、なかなか費用対効果などの検証は難しいところですが、卒業生や保護者からのアンケート結果では、目標の進路に合格したというような高い評価をいただいております。

また、玖珠志学塾の存在だけが要因ではないと思いますが、県内で多くの公立高校が大幅な定員割れがある中で、定員の充足率は昨年91.1%、本年96.7%と、高い水準を維持しております。令和2年、令和元年ともに一時期は入学者が80人台まで落ち込んだこともございますが、ここ2年間はそれを上回る110人台まで、約30人以上増加して回復をしておるところです。このことは、大分市内の普通科高校を除きますと県下で唯一の実績でございます。そういった意味で、玖珠志学塾は一定の成果として評価できるのではと捉えているところでございます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4 番（細井良則君） 志学塾があるおかげで入学者数も増えているということで言われておりますが、確かに大きく定員を割れた時期があつて、どうなのかなというところがありましたけれども、現在では九十何%という高い入学率があるというふうに言われておりますが、定員が40名だった時期から10名も減ってその数字ということを、やっぱり頭の中に置いておかなければいけないのかなというところもございます。

今後とも支援事業を続けていただきたいと思います。支援事業をいろいろやって勉学や部活動のレベルが上がり、有名大学に進学した場合、玖珠町から本当に優秀な人材が出ていくだけではないかと、玖珠町はそういう人たちを輩出するために支援事業をやっているのではないかなというような住民の声

もごさいます。そこで、大学を卒業した後に地元に戻って来てもらうようなことをするために、小・中学校において郷土愛の教えが必要と考えますが、教育長の考えを伺います。

○議長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） 郷土愛についてでございますが、ふるさとの思いは、子供たちが自然環境や地域の文化財、そして人、友人、また人との触れ合い、そしていろんな文化遺産とか行事、お祭りとかの行事、そういう思い出があってこそ一つのふるさとの思いというのがあると思います。

まず出発点は、お母さんの乳幼児のときのスキンシップから始まると思います。そして友達や家族や、そして地域の皆さん、そして学校が教えるというところで始まります。そういうつながりの中で、段階的に成長する中で、体験の中で、こういうふるさとに対する愛、郷土愛が生まれると思います。だから、私どもは、これを学校だけに捉えること、学校だけではできません。

だから、町民挙げて、地域挙げて子供たちにその郷土愛を提供しなくちゃいけないと思います。どうか皆さん、町民の方々がその当事者になって、気持ちを一つにして子供たちを育てていきたいと思えます。高校だけで一生懸命してもできるわけではないです。もう幼児のときから郷土愛を育む努力を私たちがしなくちゃいけないと考えています。

以上です。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君、4分を切りました。

○4番（細井良則君） 教育長、いつも熱い思いをありがとうございます。

自分たちでも頑張らなければいけないかと思えますけれども、やっぱり教育長が言われたように、行政だけでなく地域が一体となって子供たちを育てていけたらいいなと思えます。

最後に、宿利町長の公営塾のパンフレットの挨拶の中で、地元地域で居住しながら充実した暮らしを、育て、考え、それから玖珠地域で生まれ育ったことを誇りに思い、次世代の地域を担う貴重な人材として活躍できることを期待しているとありますが、卒業後、地元に残るため、また大学を卒業した後、地元に戻ってくるための施策をどう考えているのか、町長に伺います。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えいたします。

郷土愛の醸成については、今、教育長が申されたとおりでございます。

まずは、玖珠町に生まれ育って愛着を持っていただくことが、乳幼児から高校生までの間は大切だと思っております。その上で、都会に出ていってもふるさと玖珠町をどうか助けようじゃないかとか、玖珠のために一生懸命やろうじゃないかというようなお気持ちを持ってもらえるように、私ども行政部門としてはそこにもう一歩踏み込んでいきたい。

さらに、若い人が玖珠でやりたいことがやれる町であることというのが、もう一つ大きい要素かと思えますので、財政支援、それからいろんな環境整備も含めて、行政部門、そしてまた教育委員会部門と連携しながら、そういったまちづくりを進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君。

○4番（細井良則君） やりたいことができる玖珠町をつくっていただきたいと思います。その中で、やっぱり雇用の問題も大きなことかなというふうに思いますので、まだまだ工業団地も半分空いた状態になっております。そういう部分で、企業誘致も含めて取り組んでいただきたいと思います。

一つ残念なことに、この玖珠志学塾のパンフレットの一番後ろに過去4年間の進路の状況というところで、就職、九重町役場、小国町役場には就職していますが、玖珠町役場には就職していないというところがありますので、どうか玖珠美山高校卒ではありませんが、何とか玖珠町役場に入っていたくような体制づくりを考えていただきたいと思います。子供は玖珠町の宝ということで、何とか自分でも頑張ってもらって、地域を挙げて協力しながら子育て支援をやっていただければなと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大野元秀君） 4番細井良則君の質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は午後3時15分とします。

午後3時00分 休憩

△

午後3時15分 再開

○議長（大野元秀君） 再開します。

次の質問者は、3番河島公司君。

○3番（河島公司君） よろしくお願ひします。議席番号3番河島公司です。

今回も質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今年の夏も終わりました。7月、8月とコロナ感染の影響で多くの行事が中止となりました。そんな中で、玖珠祇園大祭、それから童話の里夏まつりが開催され、久々ににぎわいを感じました。会場で山路踊りや久留島太鼓が披露されました。すばらしい郷土に伝わる文化の継承の大切さを痛感させられました。

早いもので、私も議員となり1期4年の最終年を迎えています。自分なりに議員活動の中で玖珠町の課題が見えてきたように思います。そんなことを、残された定例議会の中で質問させてもらおうと思っております。

今回は、町民誰もが感じている人口減少問題、少子化問題、高齢化問題、過疎化問題について議論させていただきます。これらはいろんな問題のようではありますが、実はどれもが繋がっている大きな一つの問題だと私は感じております。言わば、人口減少、少子・高齢化、過疎化問題だと思っております。これが玖珠町の一番の課題です。この将来に向けた大きな課題に対応するためには、役場全課挙げての取組と町全体での町民の理解と協力、意識の向上が求められます。

そこで、今日はまず、現状の把握をさせていただきたいと思います。人口減少、少子化、高齢化、過疎化の影響で、各課の中で起きている問題や課題について報告をしてください。

総務課から順次お願いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 総務課から順次、全所属長が回答するという事でよろしいですか。

○3番（河島公司君） はい、いいです。

○総務課長（山本恵一郎君） それでは、総務課から、最後はわらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長までお答えいたします。

まず、総務課の事務分掌で申しますと、財政上の課題と行政事務を円滑に遂行するための職員の確保の課題となります。

財政上の課題としましては、税収の減と交付税の減等が考えられます。職員の確保の課題としましては、職員数の減少、職員採用の応募者の減少などが考えられます。また、人口に比例しまして有権者数の減少が考えられます。

職員数の減少は、多様化する行政ニーズに的確に対応するため、職員数にかかわらず実施しなければならない事務が年々増加する中において、大きな課題となっております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） みらい創生課でございます。

みらい創生課からは、人口減少と過疎化の観点から公共交通においてお答えいたします。

人口減少、過疎化の進展により、利用者の減少に伴う収益の悪化で町の財政負担が増加しています。一定の利用者がいない便については、国・県からの補助対象にならないため、利用者の確保が問題となっております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） 商工観光政策課よりお答えいたします。

当課においては、観光、商工、広報・デジタル部門がございますが、本問題について観光面では、人口減少や高齢化に伴い観光事業に携わる人材不足が顕著であり、地域管理の観光地の維持管理等ができなくなっている現状がございます。

また、商工面では、人口減少やコロナ禍による地域経済の疲弊、後継者不足、日田玖珠地域の有効求人倍率が1.19%と高水準にもかかわらず、労働者不足で企業の求める雇用の確保に至っていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 宿利基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明德君） それでは、基地・防災対策課から申し上げます。

消防団員の高齢化及び団員数の減少が課題になってくるものと思われまます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 穴井税務課長。

○税務課長（穴井陸明君） お答えします。

税務課では、税収が減少すること、相続放棄の増加で課税ができなくなること、また、所有者不明の固定資産税の対応などが課題となっています。

以上です。

○議長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） それでは、お答えいたします。

福祉保険課に関する問題及び課題は、独り暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加、障害のある方の親の高齢化がございます。

本町の高齢化率は年々上昇しておりますが、これは高齢者が増えているのではなく、64歳以下の人口減少が進んでいることが原因となっております。これにより、将来的に高齢者や障害のある方にとって家族での支え合いが困難になることだけではなく、地域での支え合いや介護や障害福祉関係の事業所によるサービス提供も困難になる可能性があります。

人口減少及び過疎化の進行は、先ほどみらい創生課長からの回答にもありましたように、公共交通機関の不足を生み、自力での移動が困難になる方も増えると考えられます。

また、今後は、人口減少の影響により国民健康保険加入者が減少すると考えられ、将来的に医療費を支えるための保険税の上昇が予測されます。人口減少とともに高齢者数も減少すると推測されることから、この影響による介護保険料の上昇も懸念されているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） 子育て健康支援課では、人口の減少などにより、必要な人員、人材がなかなか集まらないという現状がございます。

例えばワクチン集団接種会場などでは、職員以外に会計年度任用職員や業務委託などで必要な人員を確保するようにしておりますが、毎回ぎりぎりの人員での対応をしておるところでございます。また、接種後の状態観察のときには看護師資格など有資格者での状態観察をしたいというふうに思っているんですが、対応がだんだん難しいという状況になりつつございます。

他の業務にいたしましても、こども園での保育士不足であるとか、町が関わる各団体の担い手不足など、人員、それから人材の確保が困難な状況にあります。

以上です。

○議長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） お答えします。

少子化、核家族化、過疎化が進みまして、身の回りのことを自ら行なければならない高齢者が増えております。人間が生活をする上で、日常のごみ出しは生活の一部となっており、高齢者のごみ出しなどにかかる負担が課題になっていること認識をしております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） 建設水道課から住宅に関する報告をさせてもらいたいと思います。

町営住宅の入居状況なんですけれども、入居世帯の高齢者世帯が全体の62.4%を占めております。その構成を見ると、単身世帯が43.5%となっており、また、ほとんどの団地での高齢者世帯の割合が大きくなっています。単身高齢者が、その住宅に家財等を残置したまま死亡する事案が発生しています。その際の残置物の対応等に現在は苦慮している状況であります。

以上であります。

○議 長（大野元秀君） 藤原農林課長兼農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをいたします。

農家数や農林業従事者の減少、後継者不足による担い手の減少、農業所得の減少、耕作放棄地の増大と農地の多面的機能の喪失、荒廃森林の拡大、有害鳥獣捕獲員の減少などが課題になっております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 小野人権確立・部落差別解消推進課長。

○人権確立・部落差別解消推進課長（小野英一君） お答えします。

玖珠町においても平均寿命の大幅な伸びや少子・高齢化を背景として、高齢化が急速に進行しており、令和2年の国勢調査では38.5%が高齢者となっております。こうした状況を踏まえ、高齢者に対する就職差別や介護による虐待など、高齢者に対する人権問題が懸念されるところでございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） それでは、お答えいたします。

昨日の、横山議員の質問に対する教育長の答弁と一部重複をいたしますが、教育政策課といたしましては、基本的に義務教育をあずかる分野でございます。小・中学校は義務教育でありますので、個々の教育に影響そのものはないかと思われませんが、少子化が進めば学校統合や休校、閉校などへの議論が危惧されるところです。

また、児童・生徒の人数がクラス数や教職員の配置基準にも影響するため、少子化によって児童数が今以上に減少すれば、複式学級の増加などが懸念されます。その点が課題になります。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 高倉給食センター所長。

○給食センター所長（高倉 徹君） 学校給食センターより現状報告になります。

少子化により給食数が減少しております。現在の給食センターが建設された平成7年当時、27年ほど前になりますけれども、給食数は2,425食でした。令和4年8月現在の給食数は1,165食となっております。学校給食センターでは、これまでどおり安心・安全でおいしい給食を提供してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） 社会教育関係では、生涯学習、文化、スポーツの各分野において、特に少子化や高齢化の影響による問題や課題があります。

具体的な例を申しますと、少子化により子供のスポーツ人口が減少し、チーム編成や練習方法等に支障が出ている競技も多数あります。

また、生涯学習の分野につきましては、高齢化により参加者や会員の減少などにより学習の場がなくなったり、文化・芸術の分野においても高齢化により会員が減少し、芸能の分野でも継承が難しくなっている状況です。

以上です。

○議長（大野元秀君） 武石わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長。

○わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（武石洋子君） それでは、わらべの館についてお答えいたします。

御質問の件と併せまして、コロナ禍の影響等もございまして、児童・生徒の来館や行事への参加、平日の乳幼児対象行事につきましても減少傾向にあります。

図書室につきましては、60代以降の方々の利用率が高く、10代から20代の方の利用率がここ数年伸び悩んでおります。

次に、久留島武彦記念館についてお答えいたします。

久留島武彦記念館につきましては、現在のところ影響はないと思われまます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 大変ありがとうございます。

私の想定していた中からすると、もうちょっと少ないような気がしますけれども、貴重な報告でありたいと思っております。ちょっと少ないので、二、三点だけ聞きたいと思っております。

自治振興の課題、それから介護・子育ての課題、これをお聞きしたいと思っております。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） お答えをいたします。

自治振興の関係でございますが、地域コミュニティの維持というのが非常に厳しくなっておるといふふうになっております。特に自治公民館の維持ができないとか、また、地域での行事がだんだん難しくなり、出役というか、出ることができないというようなことも課題というふうを考えております。

〔「介護と子育て支援」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） では、お答えいたします。

介護に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、やはり現在高齢者のみの世帯が大変多くなっておりまして、どうしてもお子さん方が遠隔地にいらっしゃることもあり、なかなか家族での支えが難しい状況となっております。そういった中で、介護サービス事業者の役割が大変重要になっております。

今現在、玖珠町ではサービスが提供できる事業所は十分にそろっているほうだというふうに思っておりますけれども、今後、なかなか介護職を選ぶ若い人材が不足しておりまして、事業所で働いている方自体の高齢化も進んでいるというところが問題となっております。そういったことに対しましては、事業所ごとには、例えばノーリフティングケアとって機械を使って高齢者の方を移乗する設備を整えて、職員の負担軽減も図っているところでございます。

そのほかにもたくさんありますけれども、介護保険の事業自体でいいますと、やはり先ほど言いました地域での支え合いのしくみづくりの中で、どうしてもやはり若手不足というのが課題となっております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） 子育ての関係につきましては、かなりたくさんあるとは思いますが、特に最近、核家族化と申しますか、そういう中で、やはり身近に相談ができる方がいないなどの不安を持たれる方はたくさんいらっしゃるかというふうに思います。

ただ、大変申し訳ありません。こちらについては、数字等持ち合わせておりませんので、一番やはり子育て健康支援課のほうで考えているのは、こども園、それから放課後児童クラブ等の保育士資格等を持つ職員が不足をしているというふうな状況が顕著に出てきております。特に最近、コロナ禍の中で10代未満の方もかなり陽性者が出ている状況でございます。こういう中で、急遽職員の方の代替を探すということが非常に難しいという形になっております。ルールとして、何名以上要するというふうな職員配置が決まっておりますので、それを何とかぎりぎり充足しながら、対応を今、してきているというふうな状況になっております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 改めて聞いてみたら、まだ聞きたいこといっぱいあったけれども、時間がないうで、本当にまだたくさん問題があるような気がします。

それから、社会教育の中であつた、出ていなかったんですけども、郷土文化の継承とか、それからわらべのサークル協議会の運営の継承とか、こういうのは非常に難しくなっているのもあるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願います。

次に、人口減少、少子化、高齢化、過疎化の対策として現在取り組んでいることと、今後計画されていることを各課に伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 山本総務課長。

○総務課長（山本恵一郎君） 総務課からお答えいたします。

財政上の課題対策としましては、現在のところ、歳入の確保策としまして行財政改革でも重点目標としておりますふるさと納税の取組強化、こちらはみらい創生課と重複する部分となりますが、それから、職員数の減少による事務負担の増加の対策としましては、デジタル化に伴う省力化や職員以外で行える業務の外部委託など、的確に取り組むことが必要と考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 横山みらい創生課長。

○みらい創生課長（横山芳嗣君） 地域公共交通の維持についてでございます。利用者の増加により町の財政負担を軽減し、利便性を向上するため、路線やバス停の変更を行っています。また、本年度、料金体制の見直しを行い、利用者の増加を目指す計画です。

コミュニティの維持が難しい状況につきましては、現在は、自治区の合併で対処的対応をしておりますが、地方創生等をまた積極的にやってより人口維持に努めるようにしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 藤井商工観光政策課長。

○商工観光政策課長（藤井正盛君） お答えいたします。

商工観光政策課の対策としては、町より職員を観光協会に派遣し、人材不足を補うことや、観光地については、草刈りや管理に伴う補助金や委託料等を支出し、その維持管理に助成しているところでございます。

また、地域経済の活性化や労働力不足については、玖珠工業団地やサテライトオフィス等への企業誘致活動や各種雇用施策を推進し、地域経済の底上げと定住人口の増加に取り組んでおります。

また、新しい生活様式の実践として、課題を解決する手段の一つであります玖珠町アプリりんくすによる動画配信や情報提供など、玖珠町の観光資源や取組等の魅力を発信することにより、デジタルを活用した地域課題の解決を図っていききたいと考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 宿利基地・防災対策課長。

○基地・防災対策課長兼契約検査課長（宿利明德君） お答えいたします。

地域住民の方に消防団の存在意義を再認識してもらい、地域の若者を紹介、説得していただくなど、広報や募集活動について再度検討することといたします。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 穴井税務課長。

○税務課長（穴井陸明君） お答えします。

税につきましては、国の制度設計が前提となります。所有者不明土地などの対応はどのように処理していくべきかについて、現在、具体的な対処法について県と協議検討しているところでございます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 臼木福祉保険課長。

○福祉保険課長（臼木寛章君） それでは、お答えいたします。

高齢者や障害のある人に対する、先ほど申し上げました問題や課題への対策としましては、介護サービスや高齢者福祉サービス、障害福祉サービスの適切な利用促進や介護の人材確保など、さらなる充実が上げられます。さらに、玖珠町社会福祉協議会をはじめとする各種関係団体との連携により、地域での支え合いの仕組みづくり、地域包括ケアシステムの構築が急務であり、現在もそれらに取り組んでおりますが、一層強化、推進していかなければならないと考えております。

国民健康保険税や介護保険料の上昇に関する対策は、介護予防施策の充実や特定健診の受診率向上、保健事業での指導などを一層推進していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 工藤子育て健康支援課長。

○子育て健康支援課長（工藤尚之君） お答えいたします。

子育て健康支援課では、子育て環境の整備であるとか健康長寿の取組が、その対策になるのではないかとこのように考えております。

子育て不安が少しでも解消されるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援といたしまして、出産前後の相談受付であるとか、母子保健推進委員による訪問、産後ケア事業や、保育料や医療費の助成、それから、今度10月1日からは高校生までの医療費の無料化が拡大がされますが、その医療費の助成など多岐にわたる取組を行っております。

また、地域での健康推進の取組も併せて進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 長尾住民課長。

○会計管理者兼会計課長兼住民課長（長尾真吉君） 日常のごみ出し程度であれば、御本人自ら近くの集積所まで持ち込むこともできますし、御近所の方、暮らしのサポートセンターなどで頼ることも可能であると考えますが、清掃センターへ、本人や同居家族、町からの委託業者や許可業者以外の者が直接持ち込むことは法的にできません。家の片づけなどで発生した大型ごみなどの大量の家庭ごみを、高齢者で車を持っていない、運転免許証がないなど、ごみを運搬する手段を持たない高齢者については、その負担を軽減する何らかの対策が必要であると認識しております。

現在、この課題解決に向け、関係課や関係機関と協議を進めているところでございます。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） お答えします。

建設課のほうでは、先ほど町営住宅の進捗状況でありましたので、今後、一般世帯における入居者

も高齢化も想定されます。入居者が安全で安心して暮らせるよう、福祉対策の対応等が必要になるのかと思いますので、今後、高齢者世帯、特に単身世帯に対応した住宅の整備改善も引き続き行ってきたいと考えている次第であります。

以上であります。

○議長（大野元秀君） 藤原農林課長兼農業委員会事務局長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（藤原八栄君） それでは、お答えをします。

まず、現在、取組といたしまして、農家所得の向上に向けての水田に収益性の高い園芸作物等の推進、特色ある園芸産地を創造するための産地交付金による支援、中山間地域等における農業・農村の多面的機能維持・発揮を図るための共同活動や農業生産活動への支援、それとあと、新規就農者の育成や支援、農林業者の就労環境や労働条件の改善、IT化による効率化・省力化、それとあと、森林環境譲与税を活用した事業などを、今、取り組んでおります。

今後でございますが、今言った必要な部分については継続して取り組むとともに、人・農地プランの実質化によりまして農地の集積・集約化、昨日も言いましたけれども、衛星データの活用などIT化による効率化、省力化の推進、それとあと、畜産キャトルセンターの推進、それとあと、森林環境譲与税を活用したさらなる事業の創設、そういった部分にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 小野人権確立・部落差別解消推進課長。

○人権確立・部落差別解消推進課長（小野英一君） お答えします。

令和2年度に玖珠町第3次人権施策基本計画を策定し、高齢者の人権問題を含めて、様々な人権問題を人権課題ごとに推進方針を定め、課題解決に向けて取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 秋好教育政策課長。

○教育政策課長（秋好英信君） お答えいたします。

教育政策課といたしましては、教育の平等性の観点から引き続き児童・生徒の人数や学校規模にかかわらず、GIGAスクール構想などICTの利用推進を図りながら、都市部と変わらない環境を整えることで、教職員の業務効率、それから児童・生徒への教育効果を上げる取組を進めながら、魅力ある学校づくりに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（大野元秀君） 高倉給食センター所長。

○給食センター所長（高倉 徹君） 安心・安全でおいしい給食提供のため、衛生管理の徹底、施設、設備の維持管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（大野元秀君） 和田社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼B&G海洋センター所長（和田育男君） 社会教育関係の対策としては、子育てしやすい環境の整備として、学校、家庭、地域により「協育」ネットワークを構築し、放課後や休日など様々な場面において子供の活動を総合的に支援しています。

また、小学校チャレンジ教室においても、放課後や休日等に地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動、文化の伝承などの取組を実施し、子供が地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを行っているところです。

これらの取組をさらに充実させ、魅力あるものにすることにより、子育てしやすい環境を充実させ、人口減少対策、少子化対策、過疎化対策につなげていきたいと考えているところです。

以上です。

○議 長（大野元秀君） 武石わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長。

○わらべの館館長兼久留島武彦記念館事務局長（武石洋子君） わらべの館よりお答えいたします。

現状を踏まえ、これまで続けていた行事や主催事業の見直しを行い、多くの方々に御利用いただけるように情報発信に努め、移動図書館車のさらなる活用やテーマ展示に努めてまいります。

次に、久留島武彦記念館についてお答えいたします。

今後の計画につきましては、魅力ある企画展の開催を引き続き努めてまいります。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 課題と取組について少しでも多く把握したかったんで、こういう形を取りましたけれども、ちょっと今まとめることができないんで、また後でじっくりまとめてみたいと思っています。

私が今日考えたのは、やっぱり共通意識を持って一体となった取組が求められると思うんです。それで、役場の中で、担当課で考えることでなくて、それぞれが役場の中にこういう問題があるということの一つは把握していただきたいということがあります。

今日の報告受けた感じを、町長にお伺いしたいと思います。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

今、全部の所属課長から、それぞれの、捉え方は多少温度差がありますけれども、今ある課題、それから取り組むべき対策について報告がございました。

人口減少とか少子・高齢化による弊害というのは、もうここまで来ているんだなというのを、やっぱり実感するわけでありまして、私ども昭和30年代に生まれた人間としては、昔はやっぱりある程度人口があって、豊かではなかったけれどもお互いが助け合って地域活動を維持したいというようなこともたくさんあったんですけれども、もう今、そういったことが非常に崩壊をしているというような状況かと思えます。

そこで、人がいなければ、じゃ、財源を確保してその対策を委託するかといえば、その財源も、税

収が減るし交付税も減るし、自主財源もどんどん減っていくというような状況の中ですので、もう対策がなかなか取りにくいというような状況になっております。

一つ言えることは、役所が今現在を、対策を講じるだけでなく、しっかり将来を見据えた長期的な対策を講じていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった意味からも、この危機感を感じる中でこの4月にみらい創生課を新設しまして、目の前にあるものだけでなく、未来を本当に考えた横断的、組織的、そして政策的な取組はこの行政にも求められているんだということを考えてそういう組織をつくりましたので、横断的、組織的、政策的に対策を講じていきたいという印象でございます。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 玖珠町の将来人口の推計なんですけれども、2040年には1万人を割るとされております。現在から約3割減の推計が出ております。

町長、これを町長はどう捉えるのかなんですけれども、もう人口が減ることはしょうがないと思うのか、何が何でも維持して増やそうとするのか、町長の気持ちを伺ってみたいと思います。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えをいたします。

おっしゃる、いわゆる2040年問題による人口予測がありまして、何も対策を講じなければ1万人を切るのではないかというふうに言われております。今の社会情勢、環境を見ますと、一定の減少はやむを得ないというふうに思いますけれども、私ども自治体としては減少を少しでも緩和させなければいけないというふうに考え、様々な施策に、今、挑戦もしているところでございます。

先ほど、それぞれの課長が対策で申しましたようなことも駆使しながら、何としても歯止めをかけるという思いで、今後も引き続き対策をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 歯止めをかけるように一緒に頑張らせていただきたいと思いますが、少しでも増やす方向に目を向けられるといいなと思っています。

次に、将来人口の推計データでこんなデータがありました。都道府県の人口推移ランキングなんですけれども、都道府県の中で大分県は15位にランクされています。1位が東京、最下位は北海道です。ちなみに上位5都県が増える方向のデータが出ています。2位が神奈川、愛知、沖縄、滋賀という形になっています。何で沖縄がこれにあるのかよく分かりませんが、何か要因があると思います。

それと、もう一つは全国1,741市町村なんですけれども、人口減少率の今度はランキングなんですけれども、2020年から2021年の間、1年の人口減少率の多い順なんですけれども、玖珠町は減少率1.89%で1,741中487番にランクされています。これ、県内では18市町村ありますけれども、8番目にランクをされています。全国でワーストの上位5番が福島なんです。これは原発の関係だと思っておりますので、それ以外に、北海道の夕張、それが6位、熊本の球磨村が7位にランクされています。

そんな中で、1,741のうち200地区市町村が人口増となっていたんです。これなんですけれども、茨城県のつくば市、千葉県の流山市、広島県の府中市等が上位でした。九州では熊本県の嘉島町、それから佐賀県の上峰町、熊本県の菊陽町等が上位にランクされています。それから、島根県の隠岐の海士町が、これ、この前テレビで見たんですけれども、水産加工業が移住で増えたというような形で、ここも上位にランクをされていました。人口増になっている自治体を見ると、どんなことに取り組んでいるのかを、町のほうでぜひとも先進地の調査とか視察をしてみてもいいかと思いますが、町長、よろしくお願いします。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） お答えを申し上げます。

今、議員から様々なランキングデータもいただきましたし、そのほかにも、上位市町村の取組とか、今、田舎暮らしの人気ランキングなど全国様々なランキング形式で紹介があることは承知をしております。そういった意味では、よその人口が増えている市町村がどういった取組をしているのかということ、十分研究調査をすることは大事なことだと思っております。早速取り組んでいきたいと思っております。

ただ、今、全国にいる人を取り合いっこになるという傾向にも一部ありますので、財政状況とか地理的な環境の違いがありますので、同じまねをするようなことはなかなかできないこともあろうかと思いますが、十分そこは研究する必要があるかと思っておりますので、取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 今日の報告を受けて、まずは、問題を整理して課題をまとめてもらいたと思います。それで、役場の中で周知すること、それから町民に周知を図って、今後の対策について町民を取り込んで、町全体での、まず考えてみるとか、まずやってみるとか、そういう動きをつくってもらいたと思います。町長、どう思われますか。

○議長（大野元秀君） 宿利町長。

○町長（宿利政和君） 先ほど言いましたように、今、目の前にあることをやるのも、当然我々役場の行政の仕事でございますが、それだけでは一向に対策は厳しいかというふうに思いますので、人口の減については、先ほど、なるべく歯止めをかけると、ただ、一番変わらないことというのは、土地、それから地域の資源、これは変わらないわけですから、そういったものを有効活用しながら税収を増やしたり、また、住民の皆さんの所得の向上とか、こういったものについては努力ができるというふうに思っております。

さらに、それを上手に進めるためにIT化とかデジタル化、また、今回の宇宙ビジネスのように新たな手法を取り入れることは、人口が少なくても効率的、効果的にやれる可能性もございます。そういった意味では、今、いろんなことを駆使しながら着手したばかりでございますので、それを体系的

に組み合わせて、町民の皆さんに御理解いただくことは大変重要なことかと思えます。

その上で、一緒になってまちづくりに取り組んでいきたいと思いますというこも、その先にはございますので、なるべく整理をしながら町民の皆様に御理解いただけるように、準備調整はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） 次に、課題の一つ、少子化の影響で小・中学校に通う児童・生徒が大幅に減っております。2020年には全国で約956万人と、2010年より100万人近く減少したと出ておりました。

国の統計を基に、10年間で児童・生徒が30%以上減った自治体数を調べたところ、全国1,892市町村のうち346に上ることが分かっております。特に郡部では、過疎化も相まって学校の統廃合や休校が加速、それから小・中学校は2020年に2万9,793校と、10年間で3,000校も減ったとされておりました。また、児童・生徒数が極端に少ない小規模校は、多数が参加する部活動ができないなど、学習機会の確保が課題で、自治体は工夫や発想の転換で豊かな学びを提供することが求められると記されておりました。

全国的な傾向ではありますが、教育長に玖珠町の最近の現状と対応についてお聞きしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 梶原教育長。

○教育長（梶原敏明君） お答えいたします。

玖珠町は、平成23年に小学校が10校ありましたが、これが6校に減っています。また、中学校は7校が統合によって1校になったということで、合わせて17校あったところが7校、10校減っているということです。児童・生徒数もここ10年間で230名減っています。

これ、同じように全国的な部分ですが、昨日、横山議員さんのところでも回答しましたが、じゃ、小規模校はどんどん統合すればいいというのではなくて、中学校は統合後に、昨日、成果というところでちょっと発表させていただきましたけれども、小学校は小さいは小さいなりに、やっぱり学校が担ってきた部分は子供たちの学習の学びやだけでなく、地域のコミュニティーの核となってきたということをして、今回、GIGAスクール構想が非常にいろいろとありますが、これはピンチではなくてチャンスやと思って、ピンチをチャンスにPC3施策ということで、ピンチをチャンスと捉えまして、チェンジ変える、そしてチャレンジするというので、例えば古後だったら、昨日こう言いました、古後と八幡が合同学習をしたりオンラインによる学習をしたり、休みのときは、もうパソコンを全員今は持ち帰っていますので、そういう新しい取組をやっているところでございます。

非常にこの過疎化という問題は厳しゅうございまして、昨日も申し上げましたように、学校区の拡大とか全域に広げるとかそういう施策の中で、何とか魅力ある学校づくりをやりたい、特色ある学校づくりをやりたいと考えています。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） さすが教育長であります。先に言われましたんで、私も、そのピンチをチャンスと捉えるような逆転の発想を教育長なら何かあるのではないかなと思ひまして、それも質問しようと思ひましたが、今の答えてもういいですかね。本当にもう町の将来を担うのは子供ですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

再度、町長に質問いたします。

高齢化、過疎化について質問をします。

人口減少の中で着実に高齢者数は伸びて、おのずと高齢化率が上がっております。考え方を換えれば、今の高齢化がなければ町の人口は激減をしておることになります。それを考えれば、本当にありがたいと思ひます。私は、まちづくりの基本に高齢者と子供を大切にすまちづくりを掲げております。高齢化社会の中で高齢者がいつまでも生きがいのある町、そういう町であってほしいと思ひます。

65歳以上が4割を占める現状で、高齢者が頑張らなければ町は動きません。私自身も該当者で、体が思うように動かなくなっているのも現状であります。そこで、大事なものは社会参加と健康づくりです。動けるときに無理をしないで動くことをみんなに呼びかけております。ぜひいろんな分野で高齢者の参加を呼びかけてください。

高齢者の社会参加について、町長に考えを伺いたいと思ひます。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えをいたします。

あくまで一般論でございますけれども、年を重ねますと徐々に体力と気力が低下をしまして、第一線で活躍したいという気持ちがうせてくるのではないかと、これまでの人生を振り返って、余生、また生きがいがあるものにしていきたいという方もたくさんいらっしゃるのではないかとと思ひます。そういった方々が支えてこられた地域の催事や共同作業、また伝統や文化、こういったものも希薄になり、継続も危ぶまれているのが、先ほど報告にあったとおりでございます。

高齢化によって諦めとか疎外感の発生というのは、様々な弊害を起こす懸念もございまして、それぞれの価値観に違いはありますが、生きがいづくりや健康づくりというのは極めて大事かと思われまますので、社会参加の意思をしっかりと抱いていただけるように、いきいきサロンやコミュニティの場に参画をしていただくよう工夫してまいりたいと思ひしております。また、情報提供についても積極的にやっております。

高齢者の方々のこれまでの経験や知恵を、また、私ども若い世代に引き継いでいただき、まちづくりに参画をしていただきたいと考へているところでございまして。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3番（河島公司君） ありがとうございます。本当にその考へを持っていただいてありがたいです。

やっぱり高齢者は、これからの人生で高収入を求めているわけではないと思ひます。苦しい年金

生活の中でもいかに生きがいを持って、いかに楽しみを持って生活できるかが、本当の意味での幸せな人生なのではないかと思ます。そんなまちづくりを進めていっていただきたいと思ます。

高齢化による過疎化で集落を守ることは大変困難を極めております。生活基盤である集落整備のための集落支援について、町長の考えを伺いたいと思ます。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） お答えいたします。

少子、過疎、高齢化による弊害で先ほど報告がありましたように、地域行事や道路の草刈り等々、いろいろと維持管理が難しくなっているというような話は出ております。特に今、集落支援員さんの巡回調査によって詳細な状況が出てきております。そういった面で、ハード面、ソフト面で効果的な支援ができるように、しっかりと考えていきたいと思っております。財政支援で解決するものであれば、そういった部分も含めて検討していきたいと思っておりますのでございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） その部分なんですけれども、集落支援に森林環境譲与税、それからふるさと納税、それから地方創生臨時交付金等の活用はできないものか、前向きに検討していってほしいなと思っております。どうでしょうか。

○議 長（大野元秀君） 宿利町長。

○町 長（宿利政和君） そうですね、森林環境譲与税の用途については、農林課長からこれまでも回答させていただきましたように、やっぱり制約がございます。それから、地方創生臨時交付金も目的がしっかり定められております。で、ありますけれども、やはり一番そういった集落支援に苦慮するのは財源の問題でございますので、そういったいろんな制度交付金等も含めて、拠出ができるものについては積極的に考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長（大野元秀君） 3番河島公司君。

○3 番（河島公司君） 最初、ちょっと時間をもっと欲しかったんですけども、時間がないので、昨日から一般質問が2日間ありましたけれども、この一般質問からも、直接的であるものとか、間接的であるものであっても、やっぱり人口減少とか少子・高齢化、過疎化に関連していることに改めて気づかされております。この問題は避けては通れないことを痛感もしております。それゆえに、やっぱり町を挙げて共通の課題として認識を持つことが大事になると思ますので、それを再度お願いしておきたいと思ます。よろしく申し上げます。

今日は、町の目指す姿について質問の機会をいただき、ありがとうございました。全国的な傾向の中で玖珠町も同じ課題に直面しております。避けて通れません。どこも同じ思いをしているなら、怖がることは、私はないと思ます。今、私たちは目まぐるしく変化する高度情報社会の真ただ中を生きております。こんな時代だからこそ、久留島先生の「チャンスはハゲおやじ」を思い出しました。

先生はこう話されました。チャンスは常に準備された人にもみやってくる来客なのです。そして、

人は誰しも運命を変えるようなチャンスが一生のうち1度や2度は訪れる。チャンスがやってきたら逃がさずしっかりとつかみなさい。後で振り返って、あの時がチャンスだったのかと思ってももう遅いと言うことです。何を言いたいのか。常に準備してチャンスを待つことで、課題を乗り越えることができるのではないか。ピンチをチャンスに変えるまちづくりをみんなでやっていけたらと思っております。よろしく申し上げます。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日10日から21日までの12日間において、議案考察のための休会を挟みながら、決算特別委員会、予算常任委員会、総務建設農林常任委員会、企画民生教育常任委員会を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日10日から21日までの12日間において、議案考察のための休会を挟みながら、決算特別委員会、予算常任委員会、総務建設農林常任委員会、企画民生教育常任委員会を行うことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午後4時07分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月9日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 河島公司

署名議員 高田修治